

第4回世羅町議会定例会会議録

令和4年12月5日
第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和4年 第4回世羅町議会定例会 (第1号)

令和4年12月5日
午前9時00分開議
於：世羅町役場議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 睦 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

6 番 田 原 賢 司

4. 会議録署名議員

3 番 上 本 剛 4 番 矢 山 武

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 石 ヶ 坪 洋 史	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子 育 て 支 援 課 長 山 名 智 並	健 康 保 険 課 長 宮 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 山 口 徹
商 工 振 興 課 長 前 川 弘 樹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上 下 水 道 課 長 和 泉 秀 宣	せ ら に し 支 所 長 山 崎 誠
教 育 課 長 松 浦 ゆ う 子	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社 会 教 育 課 長 荻 田 静 香	

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 追 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

令和4年第4回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和4年12月5日】

順番	質問者	質問事項
1	2番 上羽場幸男	1 水道事業の現状と将来 2 指定管理について
2	7番 藤井照憲	1 ウイズコロナの財政運営は 2 長期計画の深化と充実は
3	10番 久保正道	1 町道維持管理の考えは 2 家事・育児ヘルパー派遣事業の取組みは
4	11番 山田睦浩	1 これからの自治振興の町の考えは
5	5番 向谷伸二	1 人口減少対策の現状は 2 循環型農業のための堆肥作りは
6	4番 矢山 武	1 新型コロナ第8波への対応は 2 会計年度任用職員の処遇改善を 3 国保税の引き下げと激変緩和の終わりに向けての対応は

開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の取り組みを行っております。世羅町議会においても感染予防のため、議場でのマスクの着用を認めています。発言時にもマスクの着用をお願いします。議場の常時換気を行うとともに換気のための休憩をとります。また、座席間の距離を確保できないため、座席間に仕切り板を設置しておりますので、ご了承願います。

開会に先だち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 令和4年第4回世羅町議会定例会開会にあたりましてひと言ご挨拶を申し上げます。

今、世界ではサッカーのワールドカップで盛り上がっております。日本も決勝トーナメントに進まれ、あきらめないという姿にですね、感動をいただいているところでございます。本日未明から明日朝にかけてクロアチア戦ということでございまして、寝不足にならないようにしっかり応援をできればと思っております。

本日からですね、人権週間ということで、先程人権擁護委員様による各地域への巡回の出発式を行わせていただいたところでございます。町内各所においていろいろ啓発をいただきますけれども、世羅町内でそういった人権侵害等行われぬようにですね、しっかり町としても取組んでまいりたいと思っております。

また昨日は今高野山開基1200年事業の一環といたしまして、文化庁等の講演いただくなかで世羅荘園能というものが行われたところでございます。結構文化センターもいっぱいになっておりまして、なかには県内各所よりツアーを造成してお越しいただいたということもございました。なかなか普段見られないところがですね、また世羅でも今後行われていければというふうに感じているところでございます。

またその演目としましては、「舍利」というなかに「韋駄天」という演目が行われております。この韋駄天というのはですね、走る神様が泥棒を捕まえる

というようなストーリーで、わかりやすく説明もいただきました。韋駄天と言えば世羅町は駅伝の町でございまして、昨日も服部杯のマラソン大会ございました。町内各所においてさまざまなマラソン、駅伝大会も行われます。それぞれ走路員、また役員を受けていただく方々に感謝を申し上げるところでございます。韋駄天と言えば、世羅高校陸上競技部でございまして、全国高校駅伝には今年も男女揃って出場いただくことができます。男子は3連覇、女子は入賞という目標も先般キャプテンからいただいたところでございますが、町内こぞって皆さんで応援いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

本日より始まります定例会におきましては同意案件、並びに令和4年度の各会計補正予算等を含めまして12の議案を提出させていただいております。本日から一般質問いただきますけれども、誠心誠意お答えできるように頑張ってみりたいと思います。どうぞ本日よりよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） 本日田原議員より欠席届が出ております。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

定足数に達していますので、これより 令和4年 第4回世羅町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から、政務報告について提出されています。お手元に配付しておきましたから ご了承願います。

教育長から、教育行政報告について提出されています。お手元に配付しておきましたから ご了承願います。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日までに受理した請願・陳情書は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付しています「請願陳情一覧表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご了承願います。

次に監査委員から、令和4年8月分、9月分、10月分に関する「例月出納検

査結果の報告」、及び令和4年11月実施の「定例監査の結果報告」が提出されています。

写しを、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番 上本 剛議員、4番 矢山 武議員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの「11日間」にしたいと思います。

これに ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「11日間」と決定しました。

日程第3 一般質問 を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、「水道事業の現状と将来」 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） おはようございます。先程町長のお話しにもありましたけれども、昨日の能と狂言の鑑賞、本当にすごいらっぱなもので、私もみせていただいて感心いたしました。こういうことがコロナ禍の中で開かれたということは本当に関係者の皆様のご努力が大変なものだったと思います。皆さんもですね、町民の皆さんがたいへん町づくりというか、町の活性化にですね、非常にご尽力いただいているということをも身を持って体験させていただきました。私も私の役割をしっかりと果たしていかなければいけないと痛感したところでもあります。

それでは早速でありますけれども、質問に移らせていただきます。通告に基づき質問に移ります。項目1、水道事業の現状と将来と題しまして、広島県水道広域連合企業団設立に動き始めましたが、その中身について町民の皆様に広く周知をし理解を得ることが重要と考えます。上水道は、町の重要なインフラであります。病院や学校など公共的な場所への関わりを考えると、ほぼ全ての町民に欠くことのできないものであると言えます。将来に亘って安定したものであることはもちろんのこと、安全で、かつ安価でなければならないものであります。

令和5年度運用開始にあたり、特に、財政運営と統合効果の面に関心を持つところであります。また、現状に於いての問題点を明らかにして、改善することが先決と考えます。そこで質問をいたします。

まず(1)といたしまして、令和3年度決算時における内部留保の預金残高15億円余りは、このままで良いのか、この点について町長にお尋ねをいたします。

○町長(奥田正和) はい、議長。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) 2番 上羽場幸男議員の水道事業の現状と将来についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず水道事業でございますが、先般水道広域連合企業団設立式が行われたところでございます。この設立にあたりまして代表を決めるということで湯崎知事にその代表の任についていただいたところでございます。知事中心にですね、この参画する水道事業への市町にとって有意なものになるようにしっかりと務めてまいりたいと思いますし、今後世羅町の将来を考える中で命の水と言える上水道事業についてはメンテナンス、またさまざまなコスト削減も含めながら進めていければと思いますし、現状では今、職員1名を派遣してございまして、そちらのほうとしっかり連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

まず1点目のご質問でございます令和3年度決算時における内部留保の預金残高15億円余りは、このままで良いのかでございますが、その保有目的と運用の考え方についてお答えをさせていただきます。

先般、令和3年度上水道事業会計決算書記載の約15億円の預金残高に関し

ましては、先般 9 月に開催された決算審査特別委員会でも、ご質疑をいただいたところでございます。

その際におきまして、甲世水道企業団の時代から現在までの期間、資産形成と事業の中で確保してきたものでございまして、その保有目的は、事業運営に必要な資金、また施設や機械器具等の更新に備えるための財源であることをご説明申し上げたところでございます。

令和 5 年 4 月 1 日から事業開始の広島県水道広域連合企業団参画の目的は、人口減少に伴う給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加など、現在の市町ごとの運営単位では対処困難な諸課題を克服するため、経営統合による経営基盤強化やスケールメリットの発揮によるコスト削減等を実現し、将来にわたって安全・安心な水を適切な料金で安定供給できる水道システムの構築を目指すことでございます。

ご質問の内部留保している現金につきましては、水道企業団移行後に実施します施設統廃合や管路更新等の建設改良事業の事業費に充当するために必要なものでございます。世羅町一般会計からの負担抑制のための資金となるものでございます。

したがいまして、水道企業団移行後に実施する諸事業につきましては、国の交付金が活用できます令和 14 年までの 10 年間のうちに完了させる必要があるため、現在内部留保している資金を有効的に活用し、早期に事業を完了させるとともに将来負担の軽減に繋げてまいりたいと考えておるところでございます。

○ 2 番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） 答弁いただきましてありがとうございます。そのなかで決算委員会後、いろいろ考えてみたわけですが、現金預金 15 億円というのは資産形成と事業の中で確保してきたと言われております。しかしながらですね、一方繰越欠損金が 1 億 5000 万円余りありますけども、これをこのままでよろしいのか、そこをお尋ねいたします。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは先程のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。ご指摘いただいております繰越欠損金でございますが、この欠損金につきましては経営状況によって発生するものでございます。会計処理上では施設の減価償却費など現金以外の費用、そういったものも発生するため、欠損金が生じる中であっても現金が増加するということはあるものでございます。しかしながら、施設の統廃合など今後の事業計画と財政状況及び現金残高状況を勘案してみましても、現在保有しております現金預金の15億円余りについては、先程も町長の答弁にございましたように、必要額であると考えておりまして、正常な状態であるというふうに認識しているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それではですね、今の欠損金というのはそのまま推移していくわけでしょうか。いつの時点か処理をされるというお考えなんでしょうか。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） 欠損金についてのご質問でございますが、年度年度の会計処理上で、欠損金につきましては、その年度の欠損金によって増減するものでございますので、ここの欠損金の残高の年度末の残高につきましてはその年度の欠損とならないような形を持ちまして、その金額を減少させていくということが必要と考えておりますので、今後の経営等によりましてそういった努力をしていきたいというふうに考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 町長のご答弁のなかへですね、内部留保を積み上げてきたことは、水道広域連合事業団と内部留保を積み上げてきた時期というのは、甲世の時代からの積み重ねでありますので、水道広域連合事業団参画へ向けてという話がありますけども、それまでも、この話が出るまでも積み上げてこられたわけですね。この部分というのはその時点ではどのようなお考えを

持っておられましたか。当然、施設整備をすることについてお金がかかるのは当然でありますので、将来に備えられるのは当然でありますけども、ただこういった大きな金額をですね、今からまたご質問しますけども、事業団とは無関係であったと思います。その時点ではですね。その時点でどのようなお考えを持っておられましたか。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） お答えをいたします。内部留保のことのご質問でございますが、先程議員からもご指摘ございましたように、この内部留保の預金現金につきましては、甲世企業団のときから留保してきているものでございます。当時の考え方でございますが、施設の老朽化、そういったものに対する更新費用ということを目的として保有をしてきているものでございます。平成30年、31年の3月に策定しております水道ビジョンにおきましても施設の更新等を行う中で、健全な経営行っていくことが必要というふうなことを示させていただいております。このなかにおいても広域連携というふうな、そういったものも記載をしているわけではございますが、現在の施設の状況、規模からしましても大きなもので言いますと、さかえ浄水場の監視システム等が約7億円、8億円程度かかるという見込みを持っておりまして、そういった費用が大きく資金として必要ということで、これを改修するにあたりまして、一般財源のほうからその金額をいっぺんに支出するというふうなことはなかなか町の財政にとっても負担が大きいという考えから、年度年度で更新にそういった備えての貯えと言いますか、備えとして保有をしてきたというものでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 一定のことは理解できます。15億円ですね、内部留保をしてこられたことは経営に大変努力をされた結果だと思います。しかしながらですね、毎年一般財源からの繰入れがあることも事実であります。これを言うのはですね、冒頭にも申し上げましたけども、町民全体にとって公共的なものでありますので、重要なインフラであります。ただ水道が引かれている地

域の皆さんとそうでない地域の皆さんがいらっしゃいます。一般財源から繰り入れるということはですね、受益者負担という観点からみれば、どうなのかなと。それが足りないのなら仕方がないと思います。ただ 15 億円という内部留保があって、その上で一般財源からの繰り入れを毎年行っていると。そここのところについてお尋ねをしたいと思います。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それではお答えをさせていただきます。一般会計からの繰入金について内部留保等の関係性についてご質問をいただいたところでございますが、議員がご指摘のとおり内部留保している現金を保有した上で、一般会計からの繰入れというものを行っているところでございます。現在世羅町での考え方につきましては、一般会計の繰入れについては人件費部分、それから企業債の利息、それから起債の償還の元金部分、この3つについて一般会計のほうから繰入れをしていただいているところでございます。ご指摘のとおり、いっぺんに 15 億円を支出して施設改修を行うことは不可能というふうに考えておりますので、計画的なそういった事業執行を行うというふうなことになってまいります。ただ今後の将来的な一般会計からの繰入金、一般会計から繰出していただく、水道からすれば繰入金になりますが、そういったものについてはその状況に応じて、先程言いました人件費と利息、元金部分、そういったものをすべて 100%繰入れてもらうということではなく、その事業等、経営の状況等に応じて、その繰入れをしていただく金額というのは調整しながら行っていくということがやはり企業団に参画する意味でもあるというふうにも考えておりますので、年度年度財政部局との調整を行いながら、できるだけ繰入金を少なくしていくというふうな、そういった意識を持って事業に務めてまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 町民全体、皆さんの公平性ということを考えたときですね、しっかりそここのところは考えてやっていただきたいと思います。

ちょっと視点を変えましてですね、現金預金ということでもありますけども、

15億円はどのような形でですね、管理をされておるのでしょうか。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは現金15億円余りの保有の状況についてお答えをさせていただきます。現在指定金融機関でありますJA尾道市での普通預金により管理をしている状況でございます。これは以前からもそういう形で管理、保有をしているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それは普通預金の形でひとつの口座で管理していると私は受け止めたんですけども、一般の家庭やなんかで考えてみますと、そんな大金をですね、出し入れ自由な口座ひとつで管理をしているということが本当に適切なのかどうか、そのところについてはいかがでしょうか。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） お答えをいたします。今ご指摘がございました15億円余りを普通預金での管理ということでございますが、これ先程からもご説明をさせていただいておりますとおり、今後の施設の改修、そういったものについて使用するというものと併せまして、通常の運転資金と言いますか、企業さんと言いますと、銀行とか、そういったところから借り入れられる場合もあるかと思うんですが、そういった日常の運転資金というふうなもので使用する目的のものでもございます。したがって、これまでは、施設の統合というふうなものが計画にはありますけども、具体的に何年で実施するというふうなことは企業団に参画するまでは、そこまで具体的な計画というふうなものは立ててなかったのかなというふうに思います。今回企業団に参画することによりまして15億円余りの金額を有効に活用して事業を実施していくわけですが、そういった意味合いからもそういった資金を有効活用するということが事業を行っていきます。保有の普通預金で管理していることにつきましてでございますが、今後県の企業団に参画をするというふうなことでもございますので、他の市町の状況等をしっかり確認しながら適切に管理をするというこ

とを考えていく必要がある、適切と言いますか、普通預金でなく別な方法です、管理するという方法についても考えていく必要があるというふうに考えておりますので、今後県のほうともいろいろ相談調整をしながら取組んでまいりたいというふうに考えております。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） ちょっともうひとつその関連でございますけども、これだけの現金預金がありながらですね、預金をしているということでもありますけども、年間の受け取り利息がたった1万5000円でなんですよね。このことはとても少なすぎるのではないかなと。この管理方法ですけども、当然運転資金というのは必要でございますので、全額とは申しませんが、上水道の施設整備などですね、基金を特別に設けてですね、そういう形ですね、管理できるものではないかなと私は思うわけですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） お答えをさせていただきます。預金利息の1万5000円余りの金額につきましては、令和3年度決算においてお示しをしておりますのでございます。普通預金でございますので、利率によってこの1万5000円という金額が算出されているわけでございますが、もう少し運用というふうなことを考えた上での基金での運用というふうなものかというふうなご指摘であったというふうに受け止めさせていただきます。

先程もご答弁を申し上げましたが、基金で管理するということにつきまして、水道事業を運営していく上でそういったことが可能ということで、そのことが効果があるというふうに考えられる場合におきましては、基金というふうなやり方もあるのかなというふうには思っておりますが、現在、この15億円の管理の運用について具体的なものをまだ示されておられませんので、先程と同じ答弁になると思いますが、企業団発足後におきましてそういった管理、そういったものについてしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 長年のですね、事業のなかでですね、いろいろご努力されてこういう結果になっておるとは思いますけども、しっかりですね、よりよいものになるようにですね、努めていただきたいと思います。

それでは次にですね、令和3年度企業債の発行はされてますけども、それはこれだけ剰余金があるのにそれが必要であったのかなということをお尋ねします。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは令和3年度の企業債の発行についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。まず企業債の発行目的でございますが、これは世代間負担の公平と毎年の財政負担額の平準化というものの、この2つがあるというふうに認識しているところでございます。水道施設の統合や配水管の布設などにおきましては、完成後長期間にわたり、使用する施設でございます。現在の現金預金で建設した場合、将来、これらの施設を使用される水道利用者の負担というものは発生せず、現在の水道利用者のみで、その施設建設の負担をまかなうことになり、ここが世代間負担の公平性が保たれてないというふうな考え方になるというふうに思います。

また先程もご質問の中で説明をさせていただきましたが、現在世羅町からの、一般会計からの繰入金につきましては、人件費、また利息、償還利息それから起債の元金部分というふうなものについて繰入れをいただいているところでございます。したがって令和3年度におきましての企業債の発行というのは先程の考え方に基づいて発行していただいたわけでございますが、できるだけ起債の残高を減らしていくというふうなことで繰入金というふうなものも減ってくるというふうに考えておりますし、また繰入れの考え方につきまして、人件費、利息、企業債の元金部分、そういったことをベースにして繰入れを行っているところでございますが、このことについても今後企業団に参画して、経営をしていくなかで、そのやり方も検討しながら、できるだけ繰入れも抑えていくという、そうすることによって企業債の発行というふうなことも減ってくるというふうに考えております。毎年の事業費は事業計画によって大

大きく変わるものでございまして、単年度の営業収入のみでまかなうことというのは財政負担の平準化というふうなことが保たれないというふうに考えております。こうしたことから企業債の発行は必要であるというふうに考えております。財政推計上、企業債の残高というふうな目標を企業団のほうで設定をしております。それが企業債残高を年間給水収益の3倍以内を目途にするというふうなことを事業計画の中で定めているところでございます。したがって、この目標を達成するように早期に施設の更新、また建設等を行って、安定した経営を行う中で、企業債の残高もできるだけ減していくというふうなことも早期に取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 世代間のですね、負担の公平と毎年の財政負担の平準化ということでもあります。そのときにですね、いま、企業団の設立にあたってはですね、収益の3倍というところが一応目安ということでもありますけども、今の企業団の話となる前ですけども、年度ごとの大体償還額というものをどのくらいを定めてやっていますか。出るものはしょうがないという考え方だったのでしょうか。たとえば令和4年度の場合、1億7000万円くらいの償還があるわけですが、それはその程度が大体町としての考え方だったのでしょうか。それとも今後どういうふうな考え方でやられますか。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは企業債の償還のご質問でございますが、できるだけ企業債の発行というふうなことを抑えながら、先程のご質問の答弁と重なる部分はあると思いますが、内部留保の現金を使いながら企業債の発行を抑えていくというふうなことは取り組んでいく必要があるというふうに考えております。発行額につきましては、その年度の建設改良事業の実施に伴っての金額になりますので、どの程度というふうなことは、現在、具体的な数字というものは持っておりませんが、企業団が行っております財政推計上の企業債の残高についてでございますが、この推計上におきましては、令和14年度で2億円程度の残高になるような建設改良事業を行い、また経営を行って、そ

ういったことを目標として事業を行っていくというふうなそういった推計も出されております。したがって今後 10 年間は少し企業債の発行というふうなものも内部留保の現金等の残高等をみながらやっていく必要があると思いますが、可能な限りこの目標の令和 14 年度における企業債残高の 2 億円というふうなところを目指しながら取組んでいきたいというふうに考えております。

○ 2 番（上羽場幸男） 議長。

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） 今の負担の平準化、毎年のですね。財政負担の平準化というところからお尋ねしますけども、平成 23 年から令和 2 年度までの 10 年間ですね、企業債は発行されておられません。上水道の関係でですね。そうしたときにですね、平準化が保たれますか。

○ 上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○ 議長（米重典子） 上下水道課長。

○ 上下水道課長（和泉秀宣） ただいまのご質問をいただきました以前の年度において企業債発行をしていないことのご質問でございます。その当時の資料等を現在、持ち合わせておりませんので、明確なご答弁というふうなことが難しい部分はございますが、その年度において建設改良等行わず、また経営をするなかで、そういった企業債の発行をせずに実施、経営ができるという、そういった判断のもとで行ってないというものなのかなというふうには思うところでございます。今後につきましては、先程も申し上げましたように、平準化というふうなところを念頭におきまして事業の実施、経営等に当たってまいりたいというふうに考えております。

○ 2 番（上羽場幸男） 議長。

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） 平準化ということをお使いになりますので、だから私は今の過去 10 年間のことを申し上げたわけですが、課長もですね、水道課の課長になられてからまだ日が浅いわけですが、皆さん、ここにいらっしゃる幹部の方々がですね、常に関わっていかれる可能性があるわけで、その辺のことをですね、しっかり自分のこととしてですね、把握をしていただいて、

今後どういうふうにしていくかということをごすね、皆さんやっぱりお考えになっていただきたいという意味で申し上げておきます。

過去のことあんまり言ってもしょうがないんですけど、ただ、今のよういろんな文言を積み重ねられるんですけど、やっぱりそこにはしっかりとした根拠を持ってご答弁をいただきたいと思います。

企業債の償還という財源はごすね、今、一般会計、一般財源ごすね、町の、から繰入れておるわけごすね。企業会計だけが平準化されてもしょうがないと。これは当然一般財源のほうから入ってくるので、しっかりその辺のことを理解把握していただいてやっていただかないといけないと思います。そのことについてごすけども、企業債の繰上げの償還というのは可能なんごすしょうか、いかがごすしょう。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは企業債の繰上げ償還は可能かというご質問ごすございます。現在の企業債の残高の内、利率が高い3%から4%の利率のものがごすございますが、このものにつきましては、令和6年度が最終償還年度になり、支払利息額も令和7年度以降は前年度比で約35%の減額というふうになるというふうに見込んでおるところごすございます。企業債を繰上償還をした場合には、利息の支払いというふうなものが減ってくるというふうなことになるごすますが、一方で補償金が発生するなどの条件があるということごすございます。そういったことを考えまして、財政面での効果を考慮して実施する必要があるというふうにごす考えておられます。また先程も申し上げておられますが、世代間負担の公平性の観点から急務の繰上償還につきましては必要性というものは低いというふうにごす考えておるところごすございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 大体理解ごすできました。それごすではごすね、次の項目にまいります。2番目ごすではごすね、広島県水道広域連合企業団における財政運営の基本的な考え方についてお尋ねごすします。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） 2点目のご質問「広島県水道広域連合企業団における財政運営の基本的な考え方」についてお答えをいたします。

現在各市町が行っている水道事業は、令和5年4月1日からその状態のまま水道企業団に移行し、会計処理におきましては、各市町の水道事業ごとの区分会計とすることになっております。

このことから「ヒト・モノ・カネ」といった現在の世羅町の経営資源は、世羅町以外の水道事業と併せて扱われることはございません。

世羅町の水道事業を担う世羅事務所におきましては、先ほど町長の答弁にもございました令和14年度までの10年間で、施設の統廃合といった施設整備事業を集中的に行っていく必要があり、併せてサービス向上に繋がる事業等についても着実に実施されなければならないと認識をしております。

水道企業団に参画することにより、事業費の財源とすることができる国の交付金を最大限活用することと併せ、町からの負担をできる限り軽減させるよう、効率的かつ健全な財政運営を基本とした事業経営に繋げてまいりたいと考えているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今から統合後の10年はそういったように区分会計ということが決まっておるということであると思えます。ただ10年後はいろいろな状況、変化、考えられると思えますけども、その後の財政運営についてはやはりこの10年と同じような考え方なんでしょうか。そこのところをお尋ねいたします。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは10年経過した後の財政運営についてのご質問にお答えをさせていただきます。

企業団統合後の企業会計は先程も申し上げましたように構成団体ごとの水道事業での区分会計により処理することになるため、構成団体の負担金額は現在行っている構成団体の水道事業に対して支出するという事を企業団規約では明

記をしているところでございます。また、統合後 10 年を経過した後の 30 年後、今から言いますと、40 年後でございますが、企業団統合後の収支の将来推計につきましても区分会計による事務所ごとで試算をされているところでございます。こうしたことから状況変化や、また方針の変更がない限り世羅事務所で行う水道の世羅町の水道事業につきましては、その経営資源を活用して財政運営を行っていくことになるというふうに考えるところでございます。

○ 2 番（上羽場幸男） 議長。

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） 統合後 10 年間でですね、施設整備事業を集中的に行う必要があるというご答弁でございましたけれども、それはどういった理由でそういうことになりますか。

○ 上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○ 議長（米重典子） 上下水道課長。

○ 上下水道課長（和泉秀宣） それでは 10 年後の集中的な整備事業についてのご質問にお答えをさせていただきます。先程も答弁の中でご説明をさせていただきました水道事業にかかる交付金、これが生活基盤施設耐震化等交付金の内、企業団の統合により実施する事業、具体的には広域化事業と、運営基盤強化等事業の事業費の 3 分の 1 が 10 年間の交付期間を条件として交付されるというふうなものになっております。この国の交付金を活用することで財政負担を軽減させることができるとともに、先程も申し上げました水道ビジョンでも掲げておりますさかえ浄水場と黒淵浄水場の、この 2 施設による上水の供給体制をとるための施設の統廃合、また連絡管等の整備をこの交付金を活用して 10 年間の内に実施することにより施設の経営費用削減を図るということができるといことで、10 年間のなかで集中的に行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○ 2 番（上羽場幸男） 議長。

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） それではですね、10 年間で行われるですね、事業費というのは大体どれくらいのものをお考えになっておられるのでしょうか。給水収益というのは当然、人口減によってどんどん減っていくと思われれます。施設

の老朽化というのはどんどん進んでいくと。そこに対してですね、事業費というのが10年間どういうふうに見ておられて、国からの交付金、確か3分の1だったと思うんですが、それを使って、なおかつ町はどのくらいお金を出していかないといけないのかというようなことをお尋ねいたします。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは施設更新にかかる10年間の事業費等のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。現在、財政推計で将来推計で試算をしております事業費等につきましては、今後10年間で約34億円の事業費を見込んでの推計となっております。その内、国の交付金が充てることが可能である広域化事業と運営基盤強化等事業、これに該当するものが約18億円の事業費というふうに試算をしております。したがってその残りの16億円余りにつきましては、交付金の対象外となるという事業でございます。交付金の該当にならない事業等につきましては、管路の更新とかそういったものでございますので、そういったものも10年間で積極的に実施していくというふうなことが必要と考えておりますので、この18億円に対する交付金をしっかりと活用するなかで早期の整備を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 34億円を見込まれておると。18億円が一応交付対象になると。その3分の1ということでありまして。ということは6億円。ですから交付対象になるその他のものを含めると22億円位になるということでありまして。結局何が申し上げたいかと言いますと、今の15億円の内部留保がありますけれども、この使い方というものをですね、10年間で全部整備をして、34億円分を整備をしていくのか。それとも一旦、10年を経過した後に交付対象の分はですね、急いでしなくてもいい部分がある場合ですよ、場合ですが、そういう場合はその部分は遅らせていくのか。そういったことのお考え方はいかがでしょうか。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それではお答えをさせていただきます。先程議員からもございました 34 億円の内 18 億円の事業費につきましては、国の交付金を活用するというので、交付期間が 10 年間でございますので、それは 10 年間の中で計画的に実施していく必要があるというふうに考えております。それ以外の町が単独で、交付金の対象とならない事業の 16 億円につきましてはやはり緊急性等をしっかり検討しながら優先順位をつけて実施していく必要があると思いますが、やはり内部留保の金額というものの 15 億円ではすべての事業費をまかなうということは不可能と考えておりますので、やはりそういったところも考えながらやっていきたいというふうに考えております。町が交付金以外の事業で緊急性があるというのがさかえ浄水場の電気系のシステム、先程冒頭で 6 億、7 億、それくらいの金額がかかるというふうに申し上げておりますので、やはりそういった制御、監視をするシステムというふうなところが水道事業を行う上で重要になってまいりますので、そういった重要性をしっかりと検討しながら、優先順位つけて事業を実施していきたいというふうに考えております。

○2 番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○2 番（上羽場幸男） 統合したことによって最終的にですね、今 10 年後までのことはしっかり、まあまあ決まっているようですけども、その後のことにつきましてですね、不透明なところがたぶん出てくる。今からいろんな協議によっていろんな考え方がまた変わってくるのではないかなということが予想されます。そのためにですね、早く早く全部整備してしもうて、町が全部お金を、全部使ってしまうという考え方もいいのかなという思いがありますので、その辺のことについてはですね、しっかり今からのことを検討してみていただいでですね、考えていただきたいと思います。

こういった今、企業団の統合によってですね、14 の団体だったと思いますけども、これの大きさ、いろいろ事業の中身が財政的な中身が変わっておるので、そのなかでですね、規模によって優劣は起きませんか。規模の大きいところが結果的に有利になって、小さいところは見放されるというようなことは起

きませんか、どうでしょう。

○議長（米重典子） 上羽場議員、今のは（２）の質問の続きということでしょうか。

▼【上羽場議員：「はい」】

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは事業体の規模による優劣ということでの国の交付金事業の説明を先程させていただきましたので、その点についても併せてご説明をさせていただきたいと思えます。

水道企業団により活用できる国の交付金は先程ご説明をさせていただいたところでございます。企業団の事業計画における財政運営計画の考え方でございますが、施設整備や危機管理対策、サービス向上などの事業を着実に実施するため効率的な財政運営を実施するとしております。こうしたことから国の交付金活用等による国の財源を確保して、統合効果が得られるための事業計画を目指すというもので、これも先程来から申し上げているところでございます。国も令和元年6月策定の水道の基盤強化のための基本方針におきまして広域連携を進めていく必要があることを示し、財政支援も必要というふうに議論をされているところでございます。したがって、事業費の規模等による優劣なく交付金の活用は可能であるというふうに認識しているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは3番目に移ります。企業団になってですね、統合効果というのはどういうふうに予想されておりますでしょうか。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは3問目のご質問の「統合効果」についてお答えをいたします。

広島県水道広域連合企業団につきましては、1問目の町長答弁でお答えしておりますように、経営統合による経営基盤強化やスケールメリットの発揮によるコスト削減等を実現し、将来にわたって安全・安心な水を適切な料金で安定

供給できる水道システムの構築を目指すものでございます。

また平成30年度策定の世羅町水道ビジョンにおきましては、世羅町の水道事業の現状分析と課題を明らかにし、将来的な給水人口減少等の見通しのもと、健全な経営体質の構築や適切な水道料金の検討を行う必要を示し、施設及び管路の耐震化とともに、浄水施設の統廃合と連絡管等の整備を進めていくことが重要であるというふうにしております。

単独経営におきましても、施設の経年や老朽化による投資が必要となりますが、企業団に参画することによって得られる国からの交付金を活用して施設整備を早期に行うことで、将来のコストや更新費用を削減することが大いに期待でき、このことにより現在の料金単価を可能な限り維持しながら健全な経営を行っていけるということが、企業団へ参画する統合効果であると考えているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 先程のご答弁の中にですね、水道料金の検討を行う必要ということも含まれました。このときにですね、現在の水道料金、給水原価に対してですね、給水単価の決め方、これをどのように決めていらっしゃるのか。今、給水原価が316円だというふうに伺っております。供給単価が208円というふうになっております。当然供給単価のほうが大きい、大きければいいんですが、小さいわけですよ。原価の方が大きいわけです。この辺の決め方の考え方をお尋ねをいたします。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは給水原価と供給単価の決め方等についてのご質問にお答えをさせていただきます。

令和3年度決算におけます給水原価、316円余りでございますが、これは有収水量1㎡当たりについてどれだけ費用がかかっているかを表している指標でありまして、経常経費を分子として、年間総有収水量を分母として割った数字を表しているものでございます。

一方供給単価200円余りでございますが、これは有収水量1㎡当たりにつき

ましてどれだけの収益を得ているかを表す指標であり、給水収益を分子として年間総有収水量を分母として割った数字を表しているものでございます。

したがいまして、給水原価も供給単価もその年度の水道料や水を作るための費用、また分母となります年間総有収水量により算出するということになるため、定まった金額を示すものではございません。

そういったことで、この原価と単価の金額というのは決算書上表示をさせていただいているものでございます。以上が給水原価と供給単価の決め方についてのお答えでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 統合計画の資料をいただいておりますけれども、10年後までは207円、208円を維持していきたいと。その後、これは先の話ですけれども、40年後、これは世羅町の場合456円ということを一応資料としては提出をいただいております。これというのは、結局207円を維持するがために40年後は急に高くなるのか。ですから207円を、安いのにこしたことはないんですけども、受益者負担という観点からみればですね、207円というのは少し低すぎるのではないかなというような印象も持つわけですけれども、他の市町と比べてみたときですね、県内の平均が222円ということでもあります。この辺をある程度の水準に持っていくことも、事業をですね、世代間の負担の公平ということも考えていけばですね、今、元気があるうちにですね、その部分を見直していくということも大切ではないかなと私は感じるわけですけれども、町の考え方はいかがでしょうか。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは供給単価についてのご質問でございます。議員ご指摘のとおり企業団の事業計画におけます推計、見通しにおきましては、企業団統合後におきまして、40年後の令和44年度におきましては、456円の供給単価になるというふうな見通しが示されております。ここの現在207円、これは供給単価で事業を営んでいるわけですが、この統合時点での207円というふうなものは最低限維持をするというふうなことが必要とい

うふうに考えております。そのためには早期の供給単価、また給水原価におきましては収入と費用というふうなことが分子になってくるということになりますので、今後の給水人口が右肩上がりに上がっていくというふうなことは少し考えられにくいのかなというふうに思っております、そういった収益の減少等をカバーしながら経費を抑えて、更に有収水量等をしっかり調整しながら単価というものをひとつの目安として行っていくというふうな必要があると思っております。議員がご指摘のとおり 316 円余りで作ったものを現在単純に言いますと 208 円で売っているよと。100 円の赤字が出ているのは決算上明らかになっているところでございますので、したがってこの原価に応じた単価というふうなところをしっかりと目指すなかで、事業者側はそういった意識を持ってやっていかないといけないというふうに思っておりますし、経営を維持していくために必要な収入というふうな、確保するというふうなことも当然考え方としてはあると思っておりますので、そういったことも踏まえまして、料金の検討というか、そういったものも今後、必要に応じて考えていくことになってくるのかなというふうに思っておりますが、当面はやはり 207 円を維持しながら、できるだけ給水原価 316 円、水を作るお金の単価の原価のほうを抑える努力をしっかりと取組んでまいりたいというふうに考えております。

○ 2 番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） 考え方はですね、理解できるんですけども、やっぱり公平な負担ということもありますので、そのところは受益者の負担というものもある程度必要じゃないかなと思います。電気代等は、来年の 3 月あたりにはもう 3 割くらい上がるというようなことで進んでおりますけども、そういったところからみればですね、世羅町の一般家庭でたぶん月額 4,000 円位の水道料金を払っておられるんじゃないかと思うんです。普通がですね。それが高いか安いか、払うほうとしては当然安いほうがいいに決まっておりますけども、ただそれを維持していくためには応分の負担も必要だということをご理解いただくことも大切ではないかなと思います。では次の質問に移ります。

（4）に移ります。上水道整備要望に対する基本的な町の考え方についてお尋ねをいたします。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは4点目の「上水道施設要望に対する基本的な考え方」のご質問についてお答えいたします。

水道事業を経営するためには、国もしくは県の事業認可を受ける必要があります。この事業認可でございますが、水需要に対する水道水の供給能力等を考慮して認可されるものであり、そのための給水区域を設定しなければならないということになってございます。この給水区域につきましては、その区域での給水人口に対する水源の取水量や、また給水量に対する施設の供給能力等により設定することになっておりまして、認可を受けている給水区域以外へ水道水を供給することはできないことになっております。

世羅町上水道事業も県知事の事業認可を受け、町の行政区域全域ではございませんが、上水道及び旧簡易水道毎に給水区域を設定し、現在の上水道事業を行っているところでございます。

ご質問の上水道施設に関するご要望についてでございますが、給水区域内で既存の水道管が埋設してあり引き込みが可能な状況であれば利用していただくことは可能でございますが、給水区域外でのご要望につきましては、町独自の飲料水施設整備補助制度によりボーリング等の設備整備に要する費用の一部支援を行っているところでございます。

このように給水区域内外での状況の違いはございますが、水道は生活に欠くことのできないインフラであるため、今後の水道施策につきましては、給水人口の見込みや、地域全体での設置要望、また水源の手当てや水道施設の整備などを考慮し、総合的に検討しながら取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） いろんなことで認可をいただかなくてはいけないと。この給水区域の見直しは可能でございますか。いかがでしょう。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは給水区域の見直しについてのご質問にお答えいたします。上水道事業の給水区域の見直しにつきましては、先程も申し上げましたように、県知事から事業認可を受けていることがございますので、変更の手続き、認可変更と申し上げますが、これを行わなければならず、その許可を得る必要がございます。

この認可変更につきましては、先程も言いましたように、取水水源の確保、また浄水能力等により区域を広げても給水可能であるということが必要となります。

併せて、区域を指定して水道供給事業を行うことから、認可変更して整備・拡張する区域内での接続と使用が一定数担保、確保されることが、経営上必要な条件であるというふうに考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今のご答弁いただいてですね、現在の水源と浄水能力で可能かということとですね、接続と使用が一定数担保されることが必要だということでもありますけども、一定数というところをご説明をいただきたいと思っております。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは接続の一定数の確保、担保についてのご質問でございますが、やはり水道事業を行う上で、区域を拡張するというふうなことになりますと、相当の事業費を要するというふうなことが見込まれます。したがって一定のこれは定まったものではございませんが、6割から7割、地域内でのそういった接続というふうなことが確定と言いますか、お約束をしていただけるという状況でございましたら、やはりそういった事業を拡張して供給していくというふうなことを、取組んでいくというふうなことを行っていく必要があるというふうに考えるところでございます。

▼【上羽場議員：「もうひとつ、水源と浄水能力についてはどうでしょう。」】

○上下水道課長（和泉秀宣） はい。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） 水源と浄水能力についてでございますが、現在の認可におきましては、その認可区域内の給水人口、またそういったものを鑑みまして、取水する水源の量というふうなものも認可の中で決められております。したがって、たとえば河川から取水する場合は水利権、そういったものも影響してまいりますし、また施設の能力につきましては1日に供給できる給水量というふうな設定を計画をしておりますので、その計画の中でそれがオーバーするというふうなことがあるのであれば、変更認可の許可というふうなものは得られないというふうに考えておりますので、先程申し上げましたように、区域を広げても給水可能であるというふうなこともしっかりと考えながら、今後の水道事業の要望等のことについて検討していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 現在で可能かどうかということについての言及はなかったわけですが、今も水道の施設の要望は来ております。町のほうにはまだ挙がっておりませんが、いろいろな声を聞いておりますので、そのことについてですね、またこの地域ではどうかというようなお話をですね、させていただければと思います。ではこの項の質問は終わらせていただきます。

○議長（米重典子） ここで休憩いたします。再開は10時30分いたします。

.....

休 憩 10時17分

再 開 10時30分

.....

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に「指定管理について」 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 項目2 指定管理について。商工観光課が所管してお

られる指定管理施設が 11 施設ありますけども、現状と将来展望についてお尋ねいたします。

まず（１）といたしまして、指定管理料の算定基準があるか、また、支払の時期と方法はについてお尋ねをします。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 上羽場議員の 2 問目でございます指定管理についてお答えをさせていただきます。1 点目の指定管理料の算定基準、または支払の時期と方法のご質問でございます。

町の指定管理施設のうち、八田原グリーンパーク、世羅の宿ひがし、道の駅世羅、せら香遊ランド、せらにし青少年旅行村については、指定管理者が施設の使用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制度」を導入しております。

これらの施設については、指定管理者選定時に想定される収入から、標準的な施設運営に係る経費を差し引いたマイナス分を指定管理料として算定しており、基本協定及び年度別協定に基づき、原則として当該年度の指定管理料を 4 回に分けて四半期ごとに支出しております。

甲山総合交流ターミナル（甲山いきいき村）、西大田ふれあい市場（四季園にしおおた）、大見ふれあい市場の 3 つの産直市場、せら農業公園（せらワイナリー）については、施設管理経費のうち、合併浄化槽等の管理に係る費用を指定管理料として随時、支出しております。

なお、せらにし特産品センター（かめりあ）とせら農業公園ファーマーズマーケット（夢高原市場）については、合併浄化槽等の管理を他の施設と共有していることから指定管理料が発生しない施設となります。

支払方法につきましては、全て口座振込により対応しているところでございます。

○ 2 番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） 指定管理料の支払いについてですね、原則としてですね、当該年度の指定管理料を 4 回に分けて四半期ごとに支出しているというお

答えでございましたけども、現在少し問題になっておりますせら香遊ランドの指定管理料の支払いのことでございますが、過去のですね、現在のではなくて過去の。それについてですね、なぜ4回に分けてというところがあるんですね、ないがしろにされたのかということについてはいかがでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。指定管理施設につきましては、その指定期間の包括協定を結ばさせていただきます。併せまして単年度ごとの年度別協定を結んでいるところでございます。その年度別協定に基づいて支払いを行っていくところでございます。質問いただいたこの施設につきましては、令和2年度、要はコロナウイルス感染症による世界的な流行により、経営が大変、状況がわからないというようなところがございます、その当時の指定管理者のご要望を受けて、例外的な取扱いを行ったところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今日は時間がありませんので、次の2番目の項目にいきます。施設の譲渡の検討はしていらっしゃいますか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 2点目の「施設の譲渡は検討しているか」のご質問についてお答えします。

商工観光課の所管する指定管理施設のうち5施設については、平成28年度に観光市場の動向等を踏まえ、公的管理施設のあり方を整理して、具体的なりニューアル検討を行っております。その検討内容により、施設改修などの具体化に取り組んでおり、リニューアルにより、後年度の改修を必要としない状況を双方で見極め、譲渡の具体的な検討に向けて、関係課での協議と今後の施設のあり方について検討を深めてまいります。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 5施設ということで承りましたけれども、その5施設

というのはどこどこになりますか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。その施設につきましては、直売所を除く道の駅世羅、せらにし青少年旅行村、せら香遊ランド、八田原グリーンパーク、世羅の宿ひがしでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 監査意見にもですね、取り上げておられるようにですね、やはり譲渡が可能なところ、譲渡したほうがいいところ、そういうところはですね、積極的にですね、検討を進めていただきたいと思います。

では次の質問に移ります。

せらにし青少年旅行村の現状と将来展望についてお尋ねをいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 3点目の「せらにし青少年旅行村の現状と将来展望は」のご質問についてお答えします。

せらにし青少年旅行村については、世羅西地域の観光拠点として位置づけられていることもあり、指定管理者においては、今後とも施設を有効に活用していただくよう考えております。

新型コロナウイルスの影響による来場者の減は否めませんが、昨今のキャンプブームにより、施設内のオートキャンプ場の利用者は増加傾向となっております。

この状況が当面、続いていくものとして、引き続きキャンプ需要への対応をしていただくとともに、積極的な自主事業を実施していただくことで、更なる観光客の増加に向け、指定管理者と連携してまいります。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） せらにし青少年旅行村の場合ですね、管理費、いろいろ活動なさっていただいております管理費、その他によってですね、管理費が結構

大きい金額だと思います。それをどの部分に費用が大きく使われているかということ、把握なさってらっしゃいますか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。せらにし青少年旅行村につきましてはその年に入る収入金はいくらであるとか、管理費につきましては細かく積み上げをする中で、過去の状況を見ながらはじいていくところでございます。

大きなところの影響としましたら、浄化槽が300人槽くらいのものが2基ございますので、そういった施設の管理費が大きな部分を占めているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今の利用状況から、旅行村の状況からみて、300人槽2つという浄化槽、これは今後も必要なさそうであると思えるわけですね。そこに対し大きなお金がかかっておると。これをこのままずっと続けるのではなくて、いつかの時点でしっかりと見直さないといけんと思うんです。

せっかくしっかりと指定管理の指定をされておる方が一生懸命管理をされておってですね、ただお金がそんなにたくさんかかっておる。そこだけが我々には見えて来るわけですよ。町民にはね。一生懸命管理しとるのに、あれらすごいお金もらいよるんじやのうと誤解をされるわけですよ。そこに対して浄化槽がどれだけお金かかるとるんだということがしっかりわからないといけんなんですが、そのままの状態が長く続くということは良くないと思います。その浄化槽のことにに関して今後どのようにお考えでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。せらにし青少年旅行村の良さは広くて、点在しとる。そういう自然環境であると同時に、たいへんなところは広すぎているところがございます。ケビンであり、センターハウスであり、体育館、さまざまな施設がございまして、浄化槽を大きいものを小さくしてい

くというようなことはなかなか難しいところでございます。今後の施設の利用状況を見つつ、どういう形がふさわしいのか検討を深めていく必要があるかというふうに思います。指定管理者の声を聞きつつ、それから住民の動き、あるいはお客様の動向を見つつ、これから研究を深めてまいります。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） はっきりしたお答えではないんですけど、浄化槽2基今、あるわけですが、これに対して管理費年間いくらかかっておりますか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。正確な数値は今持ち合わせていませんけれども、200万強であったというふうに思っております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今のは年間ということですか。過去何年かずっと閑散とした状況が旅行村も続いておって、それを管理をしっかりといただいておりますが、やっぱり見直しをですね、早く勇気を持ってしていただきたいというところが町民の皆さんのお考えではないかと思っております。そういったところをきめ細かくですね、対応をされていくことを望みます。この項の質問を終わります。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。コロナ禍により、お客様が多く消滅したと言いましょうか、行き来が途絶えた時期がありますけども、だいぶ行き来が増えてまいりまして、令和2年度と比べますと非常にお客様が増える状況がございます。そのお客様の状況とか、使い方、そういったものを見つつ、今、ご指摘いただいたことをどのように組み合わせて組み込んでいくか、検討を深めてまいりたいと思っております。

○議長（米重典子） 以上で、2番 上羽場幸男議員 の一般質問を終わります。

次に「ウイズコロナの財政運営は」 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議長の発言許可を得ましたので、早速ですが、通告に基づき、質問に入らせていただきます。

初めの質問は、ウイズコロナの財政運営について、お伺いします。

政府は、コロナウイルスのワクチン接種による「集団免疫」でコロナを封じ込めようとされたわけですが、感染拡大の第7波により、「オミクロン株」が登場し、過去に2回以上のワクチン接種を完了していても感染する「ブレイクスルー感染」が拡大しております。ワクチンによる封じ込めは難しくなっておるものと考えます。

また、過去6回の感染拡大を上回る事態でございますが、「行動制限はしない」と、このように発表されております。このため、「ウイズコロナ」、つまり「コロナとの共生」が求められているものと考えております。

振り返りますと、この新型コロナウイルス感染症は、令和元年（2019年）12月初旬に中国で初めて報告され、今もなお、世界的な流行をみせております。我が国に於いては、令和2年（2020年）1月に最初の感染者が確認された後、今日（2022年11月12日現在）までに、2310万9000人余の感染者数と、4万7512人の死者数を出しておるところでございます。

広島県に於いても、48万4000人余が感染し、800人の死亡が確認されているところであります。今日現在ではもっと大きな数値になっているものと考えます。これほどの感染拡大を誰が予想したのでしょうか。

一方で、高齢者を中心に重症化予防はもとより、感染や発症を予防するワクチン接種も5回を重ねております。これまでの総接種回数は3億3628万7000回余となっております。私自身、一昨年5月に第1回目を打った時、まさか5回も打つとは思ってもよらなかったわけでございます。3年近い間にウイルスは変異を繰り返し、感染力や毒性を強め、人類に挑戦しているように思うところでもあります。

更には、重症患者の割合は減少している反面、働き盛りの感染者が増加し、病

院や交通機関などの社会インフラがダメージを受けるなど、地域の社会経済活動にも影響が出ております。

また、政府のまん延防止等重点措置などに伴う行動制限の要請が3月に解除されたことや、県内旅行の「やっぱ広島じゃ割」などの旅行支援策の外、新型コロナウイルスの水際対策緩和による訪日客誘致などにより、再び感染拡大が増加しております。

この夏に第7波のピークを超えた後は、減少傾向が続いておりましたが、11月に入りさまざまな制限の緩和と寒さが重なったことも要因で、既に第8波が始まっているとの指摘もございます。政府は第8波に備えた対策を進めているところでもあります。

コロナに係る一般質問は、5回目になります。最初の4回は、コロナの変異株の特性に合わせたように、感染拡大に対する取組みを伺ったところでございます。

質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症の状況を振り返ってみた訳でございますが、コロナウイルスは今後も変異を繰り返し、収束までには、更に大規模な感染拡大が生ずることも懸念されるところでございます。

そこで、地域をうまく循環させるためには、「ウイズコロナ」に向けた施策が喫緊の課題と考えます。町の将来像の実現を目指す「第2次長期総合計画後期基本計画」をどのように進めようとされるのかという質問でございます。

前段の質問では「財源対策からその考え方」をお伺いし、後段では、長期計画の中身についてお伺いいたしたいと思っております。

最初の質問は、「財源対策からその考え方」をお伺いします。

後期基本計画は、前期基本計画の実施状況や課題などを整理・分析すると共に、その深化や充実を図りながら見直しを行い、将来像の実現を目指すものでございますが、コロナウイルス感染症や急激な円安による物価高などの影響を受け、地域経済の循環が停滞しているものと思う訳であります。後期基本計画を計画目標値に進めるに当たって、財政運営にどのような影響があったのか。また、予算を組むうえで、計画達成に必要な課題は何なのか。2点についてお伺いします。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 7番 藤井照憲議員の第1問目でございます。「ウイズコロナの財政運営は」のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

冒頭議員からございましたように、令和元年、今から3年前にこういった新型コロナウイルス感染症のスタートがありました。アフターコロナを期待していたところでございますけれども、ウイズコロナという段階でございます。さまざまな制限緩和でございますけれども、やはり町内においても感染者は連日にわたり発表があるわけございまして、重篤化しないための方策、また自らそういった感染症にならないことと併せまして、人にうつさないといった、そういった行動が必要とされるわけでございます。さまざまなイベント等も随時再開もいただいているところでございますけれども、皆様方にはこれまで同様にですね、感染症対策にしっかりご留意をいただければと思っております。

今回のご質問につきましては、この感染症に関わる町が進めております基本計画、後期基本計画、それに対する影響と強化すべき対策についてのご質問をいただいたところでございます。

まず、私からは「財政運営への影響」でございますけれども、令和2年からの新型コロナウイルス感染症に加えまして、今年の燃油・物価高騰及び急激な円安は、生活や社会経済活動に多大な影響を与え、本町においてもさまざまな生活・経済支援や感染症対策を講じてまいりました。これらの財源には、国の地方創生臨時交付金等の特定財源を活用することで、一般財源の持ち出しを最小限とし、町の財政状況を悪化させないよう取組んでまいりました。

次に「予算を組むうえで、計画達成に必要な課題」についてでございますけれども、最も重要であるのは財源の確保でございます。今後も先が見通せない新型コロナウイルス感染症や燃油・物価高騰、急激な円安の状況は、町税等の経常的収入の減少やこれらの対策に係る臨時的支出の増加に繋がるのが懸念され、引き続き厳しい財政運営が見込まれます。しかし、その時々々の情勢や財政状況により、後期基本計画に係る施策の実施等の判断に影響を与えてはならないと考えております。有利な特定財源の活用や事務事業のスリム化・コスト削減、財政調整基金の残高確保等により、安定的な財政基盤に努めることで、目標達成に向けた施策展開に取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 補足の質問になりますけれども、先程の答弁の中で社会経済活動に多大な影響を与えているということでございます。町の経済を動かしている中小商工業者への影響を心配するわけでございます。

実態をどのようにお考えかお伺いします。また、判断するうえで、どのような指標に基づいて行われているのかを、併せてお伺いします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。物価高、町内事業者への影響はについてでございますが、原材料費の高騰によりまして、とりわけ飲食業界に影響が出ているものと思います。町内の実態をみますと、経営者のご判断でメニュー価格の改定等の動きがみられるようなところでございます。一方では最終製品であるものの輸出は増えているともお聞きしております。国際情勢、今後の影響は不透明なところはございますけれども、事業者、経営者の皆様としましては、しっかりした資金管理、取引先との交渉、先を見据えた経費節減といったところにご努力をされているというふうに伺っております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） それらの判断は何か指標をお持ちでございますでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。指標は持ち合わせておりません。これは商工会の経営指導員でありましたり、金融機関の皆様との懇談の中でいろいろ拝聴しておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） やはり経済情勢の判断をするにはですね、やはり基となる数値、これらをしっかりつかんでですね、的確な町の経済、これらを動かしていただきたいと思います。

次にもう1点お伺いします。「後期基本計画への影響を与えてはならない。」と、

こんな発言もあったわけでございます。当然ながら有利な特定財源を確保するのは言うまでもありません。この外に事務事業のスリム化、コストの削減も挙げられておられます。

事務事業の見直しは、是非とも実施していただき、一般財源を確保することで、より安定した財政基盤の下で施策展開が可能と考えますが、具体的なお考えをお伺いします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。本町におきましては昨今のコロナ、それから物価高騰等の社会情勢等踏まえまして、そして今後の将来的な人口減少が見込まれます。今後予算規模を縮小していかないと財政運営が立ち行かなくなるというのはこれまでも申してきたところでございます。

歳出におきまして、経常的経費をどう節約し、既存財源の使い道の見直し、財源を意識した事業執行等の視点が大切であると考えております。事務事業のスリム化やコスト削減については基本的にはですね、これまで取組んできたことを地道に継続していくしかないといふところ認識しております。たとえば予算査定での歳出予算の適正額の検討、過大に要求がされてないかという部分。それから事務事業の手法の見直し、同種事業の統合による業務量の減、スクラップアンドビルドによります新規拡充事業への財源確保、同一業務の一括発注。これは可能な限りとなりますが、これによります業務量とコストの削減。これは今後進めていくことになってきますが、デジタル化推進によります業務量の省力化等、これらにより得られました財源や業務量の余力、これを計画の目標達成に向けた施策転換へ振り向けていきたいというふうに考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 不断の努力を続けていただきたいと思うわけですが、まずは一番は小規模な補助金の削減と、これが一番効果が上がって、一般財源の確保につながると思います。そして新たなデジタル化、こういったところでしっかりとした施策を進めていただければ十分だと思います。

それでは2番目の質問にいきます。

次に、令和3年度一般会計の最終予算は、歳入歳出それぞれ119億5000万円余の予算を組んでおられます。令和4年度の予算現額は121億5000万円余で、引続き、積極的なコロナ対策予算も組まれておられるところでございます。

来年度におけるコロナ禍及び、エネルギー価格の高騰や急激な円安といった環境変化の中で、国の補助金など、国の支援の見込みはどうかお伺いいたします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。2点目の「令和5年度のコロナ禍及び円安に係る国の補助金等の見込み」についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれない中で、追い討ちをかけるような燃油・物価高騰と急激な円安は、生活や社会経済活動にさまざまな影響を与えておるところでございます。国においては、これらの対策を含めた令和5年度予算を現在、編成中でございます。現時点におきましては来年度の施策や国費等の情報はございません。今後の国の動向を十分に注視し情報収集に努めることで、有利な特定財源の確保などに取組んでまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ご答弁のようにですね、国の令和5年度予算は確かに編成中でございます。しかし6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」を踏まえ、町におかれても新型コロナウイルス感染症への対応、それからデジタル改革対応、活力ある地域づくりの推進、安心・安全な暮らしの実現など、持続可能な地域社会の実現に取組まれるよう財政基盤の確保をお願いしたいと思います。

次に、町の経済循環に暗い影を落としている先程来のコロナ禍及び、エネルギー価格の高騰や急激な円安などは、町税収入に影響があるものと考えますが、最終見込みをどのようにお考えなのか。また、来年度の町税見込みをどのように想定されているのかお伺いします。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） それでは3点目の「町税の確保はできるのか」について、お答えいたします。

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、またエネルギー価格の高騰や急激な円安などによる町税収入への影響についてでございますが、今年度の町税の10月末時点の調定額を見ますと、個人町民税では給与所得の増加などにより前年度比100.8%、法人町民税では製造業、サービス業を中心に企業収益の改善が見られ、前年度比107.2%の調定額となっております、前年度同期を上回っております。

また、町税の約6割を占める固定資産税につきましても、土地の下落はあるものの、家屋、償却資産ではコロナ禍前の水準に戻りつつあり、前年度比104.7%の調定額で前年度を上回っております。

収納率につきましても、前年同期程度の収納率で推移しておりまして、町の財源確保に寄与できるものと考えております。

また、来年度の町税の見込みでございますが、広島県の金融経済月報によりますと、経済動向は緩やかに持ち直しつつあり、徐々に改善に向かうことが期待されると報告されています。しかしながら、未だ先行き不透明な状況は変わらず、物価動向、新型コロナウイルス感染症などが与える影響を注視しながら、新年度予算への検討をしまいいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 先程も申し上げましたけれど、財政基盤の確保をお願いしたいということでございますが、同様にですね、これから社会保障関係費の増加が見込まれます。行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額の確保に努めていただきたいと思いますという次第であります。

それでは次に4番目です。人口減少、少子高齢化は確実にやっております。持続可能な行財政運営をしなければなりません。このためには、庁舎や学校などの公共施設、道路や上下水道などの社会基盤インフラ施設、これらは財政や人口に似合った規模にすること。利用する施設の長寿命化を図ること。及び、使わない未利用財産の処分など、将来の負担となる維持管理経費に掛かる費用を圧縮することが強く求められております。

また、一部事務組合や第三セクターなどの運営に係る経費も考慮しなければなりません。町の将来負担比率は、健全な範囲にありますが、人口減少、少子高齢化を見据えた場合、コロナ禍及び、エネルギー価格の高騰や急激な円安など、どのように向かい合い、将来負担の軽減を図るつもりか。お伺いいたします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。4点目の「町の将来負担比率」についてでございます。

財政健全化法におきましては4つの財政指標を健全化判断比率として定められており、その1つが将来負担比率でございます。この比率は、町の借入金等の現在抱えている負債の大きさを、町の財政規模に対する割合で示したものでございまして、比率導入当初の平成19年度は159.1%でございましたが、その後は町債残高の減少等によりまして比率も改善しており、令和3年度決算におきましては6.5%まで改善しておるところでございます。

将来的な人口減少や少子高齢化を見据えると、町の歳入は逡減していくことが見込まれます。これにつれて、予算規模自体を縮減していく必要があると考えているところでございます。

このため、まずは毎年度の歳出のベースとなる経常的支出を如何に増やさないかということが大切であると認識しております。特に公共施設等の維持管理につきましましては、公共施設等総合管理計画により、施設等の長寿命化や複合化、規模の適正化、未利用財産の処分等を進めていくことで、将来的な財政負担の軽減に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症や燃油・物価高騰、急激な円安対策や災害復旧等の臨時的支出の財源につきましましては、有利な特定財源の確保はもちろんでございますが、事業の縮減・延期等による財源振替、財政調整基金の積み増し等、状況に応じて適切な方法により財政負担の軽減や備えの確保に努めてまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いしたいと思います。将来的な財政負担

の軽減にはですね、ご答弁のように、経常的経費の縮減は何よりも大切でございます。特に箱モノと言われる施設の建設に当たっては、将来、負担をお願いすることとなる若い世代の人口、それに利用する方の人口規模、これらを参考にする必要があると思います。将来的な財政負担の軽減を考えなければなりません。施設の長寿命化や複合化、規模の適正化などに取組むと言われておりますが、改めて、その本気度をお伺いします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。平成27年度に策定しました公共施設等管理計画におきまして、人口がこの25年間で30%以上減少するという事が見込まれ、総体的に見れば公共施設等の面積も30%以上削減しないとバランスがとれないということで、この計画におきまして、27年度末から公共施設等の総量30%削減するという目標を掲げているところでございます。

令和3年度末の決算におきましては総量の削減率は4.9%となっております。削減率は徐々にということで進んではおるところでございますが、町民の皆様のご理解を得ながら進めていくことが最も重要であり、この進捗状況につきましてははやむを得ないものと考えております。しかし将来的な人口減少は明らかでございます。道路等のインフラは人口減少しても削減できる余地はほとんどございませんが、公共施設につきましては長期的視点に立って、町民の皆様のご理解のもと、施設の実態や利用状況、維持管理費等を考慮しながら、計画的に更新、長寿命化。他施設との統合、複合化。未利用財産については廃止を進めていくことで、引き続きこの30%削減という目標に取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 公共施設等総合管理計画、この中で30%削減と。これは実行しないと、将来負担する若い世代が町を去っていくことになってしまいますので、しっかり取組んでいただきたいと思っております。

次に、公共施設等総合管理計画では、先程総合的に将来の公共施設を管理することを定めていると。これは先程申し上げたところでございますが、一方では、

「新しい地方公会計制度」に則った公会計を整理する必要があるがございます。公会計制度による財務書類は、素人には、素人にはというより私にもなかなかわかりにくい面がございます。町民にわかり易く伝える工夫が必要だと考えるところでございます。誰もが町の将来に夢が持てる公会計の「見える化」が求められているものと思います。

町の財産は年々老朽化するので、資産老朽化比率で資産の現状を見ることができます。また、将来の負担分である債務の償還可能年数はどうなのか。これらの示す指標と将来負担比率や実質公債費比率の組み合わせで、よりわかり易く財政環境の「見える化」ができると考えるところでございます。その指標の状況はどうなのかお伺いします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 5点目の「よりわかり易く財政状況の「見える化」」につきまして、お答えいたします。

本町の新地方公会計制度に基づきます財務書類は、平成 22 年度決算から作成を始め、町のホームページにおきまして公表しております。また、財政状況資料集、これは国が全国統一の様式で決算等の情報を求めておるものでございますが、平成 17 年度以降、形を変えながら、地方財政状況調査、財政健全化比率、財務書類等の財政情報を総務省統一様式によりまとめたものであり、こちらも町のホームページにおいて公表しておるところでございます。

これらで公表しております指標のうち、「有形固定資産減価償却率」、これは当初は資産老朽化比率と称しておりましたが、町が所有する資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化したものでございます。経年の程度を把握するものであり、本町におきましては総体的に減価償却が進んでいる施設が多いため、平成 27 年度の 59.1%から逡増傾向にあり、令和 2 年度におきましては 66.0%となっております。類似団体内平均値と比較しますと、若干高めではございますが、比率は同じような伸び率で推移しておるところでございます。

「債務償還比率」、これは当初は「債務償還可能年数」と呼んでおりましたが、実質的な債務が、理論上、債務の償還に充当できる財源の何倍であるか、何年分あるかということを示す指標でありまして、当初は財務書類の数値を用いて算

出しておりましたが、現在は地方財政状況調査等の数値を用いて算出しております。平成28年度以降は、おおよそ500%前半で推移し、令和2年度におきましては518.9%となっております。類似団体内平均値と比較しますと、ほぼ同水準でございます。

最後に「将来負担比率及び実質公債費比率の組合せによる分析」でございますが、両比率を類似団体内平均値と比較すると、同程度の数値で推移しており、令和2年度の将来負担比率は13.0%、実質公債費比率は10.7%となっております。いずれの比率も、近年は国が定める基準値以下で推移し、問題はございません。財政状況を様々に指標化し、経年比較や他団体比較をする資料を作成することで、町の財政状況を「見える化」して公表することが可能となります。町民の皆様のご理解とご協力を得ながら健全な財政運営を続けていくためにも、わかりやすい資料づくりに努めてまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 努めてまいりますということで、もう少しお願いをしたいと思います。確かに町のホームページには新地方会計制度に基づく財務書類が公表してあります。これには専門用語に加え、数値しかありませんので、住民に公表したと言えるでしょうか。グラフにするとか大切な部分にはコメントを付けるなど、データの「見える化」が必要と思います。

類似団体と比較してもほぼ同じ水準と言われても、類似団体の数値がわかりません。ポイントとなる箇所には、リンクを張り付けるなどして、財政比較分析表のような「見える化」ができないものかと考えますが、お考えをお伺いします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。予算決算など財政に関する資料につきましては数字で表記するものがほとんどでございます。また財政用語についても普段聞きなれないものばかりでありまして、町民の皆様にはわかりづらく、財政と言うととっつきにくいという面は確かにございます。

決算情報につきましては国からの要請により見える化を進めておるところでございます。財政状況資料集につきましても国の統一の様式によりまして、他団

体比較、経年比較ができる仕様となっております。この一環で町のホームページへ財務書類や財政状況資料集などの資料を作成、そして掲載しているところでございます。

先程申されました議員ご指摘のとおり、財務書類につきましてもこれはそれ独自ということで全国統一の様式で決算書類を作成してはいるものでございますが、複式簿記の考えを取り入れた書類でありまして、なかなか私にとってもなかなか理解が難しい部分もございます。こうした情報をですね、できる限りわかりやすく、簡単にグラフやコメント等をですね、わかりやすく載せた資料を簡単なもので作成し、現在の通常の決算書等では見えない部分の財政状況がどうなのかということは今後そういった資料をですね、作成を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

健全な財政運営を続けるためにもですね、町の財政状況がどのような位置にあるのかご理解いただき、皆様と財政情報を共有しながら、共にこれからのまちづくりを進めていくことが大切と考えております。今後もわかりやすい資料づくり、ホームページ等の広報に努めてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） よろしくお願ひしたいと思ひます。

コロナウイルスの収束は、特効薬が開発されるまで、時間を要することになります。この間も、地域経済が停滞することなく、町民の福祉の向上が図られるよう、財政基盤の確保に努めていただきたいことを要望して、この項目の質問を終わります。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私からご答弁を差し上げます。

7番 藤井議員からの質問におきましては、コロナ禍、これはアフターコロナではなく、ウイズコロナの部分の影響と、そしてこれからは必要となるご示唆をいただいたところでございます。まず現在の段階におきましてもコロナがあるから、コロナが収まってからという考え方はもうないと認識をしなければならぬと受け止めております。一方ウイズコロナでなく、アフターコロナでとらま

えていた時代の施策等によつての現在の状況も分析をしながら進めていく必要もあると考えておるところでございます。ウイズコロナを正面から受け止めてまいりたいと。そしてそのうえで燃油物価高騰に立ち向かってまいる必要があると考えております。そのためには一般財源を主とした町の財源をしっかりと見据えながら、そしてわかりやすくお伝えをするなかで、引き続き行政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） 次に 長期計画の深化と充実は 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問は、冒頭でも申し上げましたように、「長期計画の深化と充実」について、長期計画の中身がどのような状況であるのかをお伺いいたします。

コロナウイルスは変異を繰り返し、より感染力を強め、感染を拡大しております。後期基本計画の中から、令和7年度の具体的な数値目標を基に、目標達成に必要な施策と課題をお伺いいたします。

はじめの質問は、後期基本計画の中から、新型コロナウイルスの感染拡大によって、最も影響を受けた施策は何か。今後事業を進める上で円安をどのように克服するのか。併せてその課題と達成目標への取組みについて4点お伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 藤井議員の2問目でございます「長期計画の深化と充実は」についてのご質問。まず私からは1点目の「最も影響を受けた施策と今後の事業の進め方は」のご質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大により最も影響を受けた施策といたしましては、外出機会の減少に伴う観光客数の減少による観光消費額の落ち込みでございます。コロナ禍前の令和元年の観光消費額は26億5200万円でしたが、令和2年は18億2800万円と30%以上減少しております。観光の振興施策が影響を大きく受けた施策の一つでございます。

また、今後事業を進める上での円安の克服につきましては、急激な円安による物価高騰対策を行っていく必要があると考えております。一方、円安を好機と捉えインバウンドの取組みを進めていきたいと考えておりますが、これまで行ってきたインバウンドの取組みが、コロナ禍の影響により停滞している状況でございます。再構築には一定程度の時間を要することが課題であると考えております。

長期総合計画では、観光の振興の成果目標として、入込客数及び観光消費額を設定しております。道の駅世羅に隣接する新たなホテルの開業を契機に外国人観光客を含め、多くの方に世羅町を訪れていただき、観光消費額の復元・増加等、関係団体と連携を図る中で取組みを進めてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 7番。もう少し確認させていただきたいと思います。円安や物価高に伴う経済活動へのテコ入れを伺ったわけですが、「対策が必要」と、これだけの答弁でございましたので、どのような対策をお考えなのかが1点目。

また、外国人観光客のインバウンドへの取組みに当たっても、「再構築には一定程度の時間を要する」とこのように言われたわけですが、どこの国をターゲットに想定し、何に時間がかかるのかお伺いいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 円安を克服する具体策についてのご質問でございますけれども、政府による水際対策の大幅な緩和によりまして、訪日外国人旅行者が増加してきております。広島空港におきましても、国外からの就航、往来が途絶えていたものがこれから順次再開されるのではないかと期待しております。年明けには台湾からのエアラインが復活するというふうに伺っております。台湾の方々には日本に対して良い印象をお持ちであり、色づくものにあこがれるという気質があるようです。世羅の紅葉であったり、広大な敷地で咲き誇る多種多様な花風景は大変喜ばれるのではないかと考えております。3年前、台湾大手旅行事業者8社に対して営業活動を行い、何社かが商品化をし、募集をしていただ

いたところでございますけれども、残念ながらコロナ禍で催行はされませんでした、手ごたえは感じたところでございます。まずはこういった台湾市場にトライできないかというふうに思っておりますし、今後の状況を注視しつつ、重点市場はどういったところにあるのか、今後検討してまいります。

今後の取組みにつきましては、広島県であったり、空港新会社、あるいは「せとうちDMO」様と連携するなかで、どのようなアプローチが必要か深く掘り下げていく必要があるかというふうに考えてございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 来春には台湾のエアラインが就航すると。こんなときに今のようなご答弁で準備が間に合いますか。もっとスピード感があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。まず単域で頑張っていくことも大切でございますけれども、やはり各市町と連携して、東となってトライしていくということも必要でございます。そういった意味で各市町様とも連携しながら取組みを進めいきたいというふうに考えてございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 確かに各市町との連携も大切でしょうが、各市町と連携してスピード感を持って取組んでいただきたいと思います。

次に、先程町長からは、コロナ禍で最も大きな影響を受けてた施策を取り上げていただきました。私としてはですね、地域住民の交流の場や福祉など、対面型の活動が挙げられると考えております。

ここで、子育て支援の充実に係る影響を考えたいと思います。子育て世代包括支援センターの利用人数は、令和7年度目標値を7,500人とされていますが、現時点での達成状況と課題と対策をどのようにお考えなのかお伺いたします。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは議員お尋ねの「子育て世代包括支援センターの利用人数は」についてのご質問にお答えいたします。

世羅町第2次長期総合計画（後期基本計画）では、令和7年度の子育て世代包括支援センターの利用人数の目標値を7,500人と設定しております。

現時点での達成状況につきましては、令和3年度で7,630人と一応の達成はできております。この内訳は、電話相談が49.7%、来所相談等は29.3%、訪問が20.8%、その他手続きが0.2%でございます。

次に課題と対策といたしましては、先ほどの利用人数の内訳からも言えますが、来所相談等の割合が電話相談より低く、センターへの来所に繋がっていない状況があります。その要因といたしまして、新型コロナウイルス感染症による外出控えが大きく影響しているものと推察されます。また、子育て支援事業や来所相談事業も人数制限や時間制限等を行いまして、コロナ禍で保護者の不安に対し個別対応による「安心感の提供」にできるだけ努めてまいりました。

しかしながら、妊娠期から子育て期を安心して楽しく過ごしていただくためにも、対面での面談や相談が次への支援に非常に重要であると認識しております。子育て家庭が気軽に来所していただきまして、専門職へご相談できる環境や、子ども同士が交流できる場の整備等、相談窓口環境を含めた検討を行う必要があるものと考えております。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いいたしたいと思います。この事業は町の総合戦略における効果検証、この重要業績指標では、これKPIなんですけれど、これは「A」評価、このようになっております。

しかし、先程のご答弁のようにコロナ禍でも対面相談と、子ども連れでもできるとか、こういったスペースの確保など、「施設窓口環境の検討がたいへん重要であると、認識している」とこのように言われたわけなんですけど、この対策をどのようにお考えなんでしょうか、お伺いします。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 現状ではですね、相談に一度に2組以上のお客

様がいらっしゃった場合には、現状は通路において相談を受ける状況もございます。また子どもさんを連れてのご相談に来ていただく方も多くございます。この子ども達の遊ぶ場としてのスペースは、事務打ち合わせなどを行うスペースと共用している状況がございますので、できるだけあらかじめ、予約等を受けて、ゆったり安心して相談をしていただけるような時間確保も考えていかなければならないと思います。現状の施設の状況がですね、部屋の数、それからさまざまな保健福祉センターにおいては3課がありますので、それぞれの事業に沿って部屋を使用している状況がありますので、できるだけ重ならないようなことを工夫して行わなければならないと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 安心してですね、子育て環境の窓口、こういうものをですね、相談しやすい環境をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、少子高齢化によって生産年齢人口の減少が地域の課題と思ひます。先程の子育て支援に見られるように、育児や介護の両立など、働く人の多様なニーズに答えていくことが、企業の課題としてクローズアップされています。

多様な働き方が可能となるワークライフバランス社会の実現に向けて国や、企業が動き始めております。テレワーク技術を使えば、数人が働けるスペースと通信環境が用意されれば、仕事場を自由に選ぶこともできます。町には光ファイバ網が整備されていますので、その推進が求められております。

企業活動の活性化策として、起業支援やサテライトオフィス及び、ICT事業者などの誘致促進、並びに、中小企業支援などにより、令和7年度企業活動活性化策の目標値達成見込みをお伺ひします。また、課題はどのようなのか、併せてお伺ひいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） それでは3点目「企業活動の活性化策の目標値は」についてのご質問にお答えします。

世羅町商工会等と連携し起業に係る創業支援等の経営支援を継続的に行っております。また、現在、企業誘致の一環としてお試しオフィスを整備中でござい

ます。併せて、企業マッチングイベント等の出展等により、数社の企業と折衝を行っております。

創業に係る世羅町第2次長期総合計画の令和7年度目標数値は創業支援者数10件、創業者数7件であり、令和3年度の実績値は創業支援者数26件、創業者数8件でございます。

課題といたしましては、潜在的創業希望者を掘り起こし、いかに創業開始につながるができるかが課題であります。商工会等支援機関と連携し、目標を達成できるように努めてまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 今年度の「お試しサテライトオフィス」準備されていますが反響はどうでしょうか。またICT事業者などの誘致促進の見込みはどうかお伺いします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。お試しサテライトオフィスについてはまだ整備中であり、完成はしておりませんが、企業様とのマッチングにつきましてはそういうICT企業様がいらっしゃるようなイベントには、Web形式ではございますけれども、参加をしつつ、世羅町の発信をしております。そのなかで興味を持たれた企業様とは個別に、またWebで数社でございますが、やりとりを始めたところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） できあがってからねじを巻くのではなく、今からしっかりねじを巻いておいていただきたいと思います。

次に、同じくコロナ禍では、自粛生活や行動制限から外出機会が奪われているものと思います。このような状況では、地域の交通手段にも多大な影響が出ているものと考えます。

地域に愛され利用される地域公共交通の利用促進の中から、せらまちタクシーの利用者数の令和7年度達成見込みを強化するとしたら、取り組むべき課題は

何か、お伺いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは7番 藤井照憲議員、4点目の「せらまちタクシーの利用者数は」のご質問にお答えをさせていただきます。

せらまちタクシーは、コロナ禍の影響によりまして、令和2年度以降、大幅に利用者が減少しておりましたが、令和4年度の上半期の利用者は1万3888人となり、令和3年度上半期同時期と比較いたしまして、その時期が1万1695人でございました。比較いたしまして、118.8%となっておりますが、令和4年度の目標は達成できないものと見込んでおります。

実利用者は、近年減少し続けておりまして、新規利用者の獲得が継続的な課題であるという認識でございます。広報誌やケーブルテレビによる周知を強化いたしますとともに、今年度実施をいたします乗車体験会、こちらをですね、できるだけ継続的に実施をすることにより新たな利用者の掘り起こしを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） これからの地方の地域交通はですね、免許返納者や移動手段を持たない方などへの対応として、移動手段の確保が課題と思います。

町内の移動をしやすい交通手段を確保するにはですね、縦割りではなく、児童や生徒、それから一般の方も、一緒に誰もが利用できる、また乗れる、こういったシステムが必要と考えております。

将来の財政負担を軽減するためにも、是非ともご検討をお願いしたいと思いますが、思いがあればお願いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。ご指摘のとおり、現在、企画課のほうで商工会様のほうへですね、補助金事業といたしまして商工会様のほうが運営をしていただいておりますせらまちタクシーとくるりん号。またスクールタクシーやスクールバスにつきましては、これは教育委員会のほうで委託事業

として運営をしておられる。いわゆる町の財源としては1本でございます。しかしながら運営するやり方がですね、やはり違いがございまして、せらまちタクシーやくるりん号の運行につきましては運輸局への届け出。スクールバスにつきましては、これ私のほうではっきりと把握はしてないんですが、恐らく貸切運行で運行されておるんじゃないかというふうに考えておりますが、そういった状況下のなかで、現状多角的に利用していくということは難しいというふうに考えております。しかしながら議員のほうからご指摘がありましたように、利用者の方、利便性というもの、これをしっかりと周知をすることによってですね、便利な交通手段でありますという認識をしっかりと町民の方にもですね、持ってもらえるよう、先程も答弁させていただきました乗車体験会等通じてですね、しっかりとPRをしてまいりたいと考えておるところでございます。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問にまいります。次に、先程企業活動の活性化の状況をお伺いいたしました。光ファイバ網の高速通信環境が整うと、多様化する働き方への対応が可能になります。子育てや介護をしながら働けるような就業場所の選択肢が増え、仕事とプライベートを両立するワークライフバランスの充実を実現することもできます。

町の子育てや就労に加えて、自然環境は働く人の多様なニーズに応えることができると思います。都会から地方への移住定住を促し、人口減少の中で、空き家を有効活用することで、社会増に繋がる事業として、Uターン・Iターン・Jターン希望者の移住定住支援を充実させることは、人口増加が期待できるように思います。

空き家登録や空き家バンク成立件数など、令和7年度達成見込みと課題をお伺いいたします。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） それでは7番 藤井照憲議員5点目の空き家登録や空き家バンクの成立件数、また課題等についてご質問いただきましたので、答弁させていただきます。

空き家バンクをはじめとする移住定住支援におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受け相談対応を止めざるを得ない状況が続いたことによりまして、空き家バンク新規物件登録件数は、令和3年度目標31件に対し実績18件、58%。空き家バンク成立件数は、令和3年度目標12件に対し実績10件、83%でございました。

新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、課題でありますコロナ禍における相談対応につきましてはオンライン等を活用しながら、令和7年度の目標達成に向けて引き続き努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） お願いなんですけれども、この空き家バンクの運営をですね、民間に委託した、民間のノウハウを利用してはどうかと思いますが、ご検討をよろしくお願いしたいと思います。

次に6番目に移ります。コロナ禍では、地域のコミュニティ活動が疎遠となりつつありますが、地域の防災体制の充実は、災害に強いまちづくりを進める上でも、地域の自主防災組織を担う役割は大変重要と考えます。

自助・共助によって地域の安心安全を支える仕組みづくりが最も重要な取り組みであると思う次第でございます。

自主防災組織率と住民の満足度について、令和7年度の達成見込みをお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 6点目「自助・共助がこれからの地域の安心安全を支える」についてご質問にお答えします。

世羅町第2次長期総合計画後期基本計画におけます令和7年度の目標値につきましては、自主防災組織の組織率を100%、防災体制に満足している住民の割合を60%を目標としておるところでございます。

令和4年11月末における本町の自主防災組織の組織率は83.2%となっており、令和元年度の基準値である72%から11.2ポイント高くなっております。引き続き目標達成に向けて未組織の地域への働きかけを行ってまいります。

また、各地域で取組まれる出前講座などで災害に対する意識啓発に努めるほか、住民の方々が適切な避難行動が取れるよう防災行政無線やケーブルテレビなど各種のツールがございますが、これらを活用した的確な避難情報など防災関連情報の配信、住民避難時などにおけます生活支援を行うための備蓄品の充実などを図り、住民の防災体制の満足度向上に向け各種防災対策を推進し、目標達成を目指してまいりたいと考えてございます。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） はい、7番。もう少しお伺いします。

自助・共助によって地域の安心・安全を支える仕組みづくりができないのはですね、組織の活用や万一の時の役割など、役割の必要性を考えたときに地域の理解がもう少し得られてないのではないかと思うわけですが、この地域理解、これをどのように取組まれるかお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 自主防災組織の活動につきましては平常時におきましては防災訓練、それから防災意識の皆様への啓発、地域の安全点検などがございます。また災害時におきましては避難の誘導であったり、避難所の運営等のご協力もいただくこととなっております。

議員ご質問いただきましたなかに自助・共助・公助という災害への備えがございますけれども、災害時においてはまずは自らの命は自ら守る、これが基本の自助の部分でございますけれども、自主防災組織におきましては先程申しました平常時での活動を通してですね、隣近所での避難の声掛けであるとか、まさに身近な部分への備えについて取組んでいただく必要があると考えております。新たな組織を立ち上げるというのは大変困難な負担の大きいことでございますので、地域のコミュニティの活動の一環として捉えていただきまして、それを負担にならない形でですね、各地域で取組んでいただきたいと考えてございます。それによりまして、まさに自助の部分でもございますが、率先してそれぞれの皆さんが避難していただける、率先避難者の増加にもつながっていくものというふうに考えてございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問をいたします。次に、コロナ禍では、地域のコミュニティ活動にも制限が加えられ、多くの行事が延期や中止を余儀なくされております。

地域の自治活動を支える高齢者にとって、2年余りのブランクは、いざ再開と言われてもそう簡単にはいかないところであります。

自治センターの利用者は、令和7年度の目標値を達成できるのか。課題があるとすれば何か。2点をお伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは7番 藤井照憲議員7点目、「自治センターの利用者は」のご質問にお答えをさせていただきます。まず「①自治センター利用者は、令和7年度の目標値を達成できるのか」につきましてですが、自治センターの利用者は、令和2年度5万2013人、令和3年度4万5474人と、令和7年度の目標8万6900人を大きく下回っております。しかしながら、令和4年度に入り利用者の方が少しずつ戻ってきておられるのも事実でございます。令和3年度上半期でございますが、1万9000人余でありましたが、令和4年度の上半期では3万4000人余、半年で3万4000人まで復活をしている状況でございます。引き続き、目標達成に向け、新型コロナウイルス感染症の感染対策に留意しながら自治センターと連携し進めてまいります。

続いて、「②課題があるとすれば何か」についてお答えをいたします。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、この2年余りのブランクによる地域コミュニティ活動に対する意欲の低下が課題と考えております。まずは、コロナ禍前に少しでも近づけるよう、できるイベントから始め、自治組織間でその情報を共有し広く周知をしていくことで、町内全体の盛り上げにつながればと考えておるところでございます。

○議長（米重典子） 皆さんにお諮りします。このまま藤井議員の一般質問までお昼過ぎますが、続けさせていただいてよろしいでしょうか。

〔 「異議なし」の声 〕

そのまま続けさせていただきます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 先程の課題のなかに意欲の低下と、こういったところがありますが、この意欲の低下を元に戻す力強い支援が必要と考えております。行政の牽引策があれば、お考えをお伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。やはりこのコロナ禍におきましての3年間、何もイベントができず、そのまま来られたなかで、また改めてまたイベントを始めようとする、このパワー。こういったものがかなり厳しいというご意見は先程ご答弁させていただきましたが、各地域から寄せられているところがございます。またそうしたなかでこの3年間で役員の方等もいろいろとご苦労されてこられたなかで、併せて若い方の人材育成というものが大きな課題となってきたのではないかというふうに考えておるところでございます。町としてできることは何かというご質問でございますが、やはりこれは地域の課題、そういったものにしっかりと耳を傾けて、その課題に寄り添って、いろいろとイベント等に向けての準備等町として手助けできるのであれば、しっかりとそういったところに働きかけをしてまいりたいというふうに考えているところがございます。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ほとんどのコミュニティ活動はですね、高齢者が支えていると言っても過言ではないと思います。このシルバーパワーをどうやって引き出すか。これをまちづくりに活かしていただきたいと、このように考える次第でございます。

次に協働のまちづくりについて、また、住み慣れた地域の活性化には、協働のまちづくり活動の基盤となる地域づくりビジョンの共有が大切であると思えます。各地域のまちづくりビジョンの周知はできているのでしょうか。またコロナ禍を受けて見直しが必要と思えますが、取組みはどうかお伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 7番 藤井照憲議員、8点目でございます。「協働のまちづくり活動の基盤は」についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、町といたしましても、地域の指針となる地域づくりビジョンは地域の活性化に大切なものであり、ビジョンを共有し地域一丸となって進めていくことが重要であると考えております。周知につきましては、各自治組織におかれまして8つの自治会が全戸配布済で、その他の自治会は役員会内での周知、もしくは周知できていないという状況でございます。引き続き地域内でのビジョンの共有を図るようお願いをしているところでございます。

また、コロナ禍を受けての見直しにつきましては、各自治組織によりビジョンの策定時期も計画期間も違うことから、各自治組織の判断で必要に応じ見直し時期を検討いただいているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少し深掘りしてみたいと思います。各地域ではですね、「地域づくりビジョン」を基に地域の活性化を進めておられると思います。作成済みの自治組織では、全戸配布と共に、基本目標の周知が行われているようですが、現実問題として、事業実施を進めようにも組織の役員へのなり手不足や参加者の超高齢化が課題になっているものと考えます。

高齢になっても元気で頑張っておられる役員さんを行政が支え、一緒に地域づくりを進めないと、熱心な役員さんがやめられると、次になり手が居ないことになります。

自治活動の自主性を尊重されるのも決して悪いことではございませんが、人口減少や過疎化と高齢化の現実に向けた行政の指導や助言がもっとあってもよいのではないかと思います。地域づくりを一緒にやるべきと思います。お考えをお伺いします。

○議長（米重典子） 残り1分です。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。ご指摘いただきましたように、その地域によりましては高齢の方が多く、役員の方も高齢者の方でされているという地域も多々あるというふうに認識はしております。町としても地域の役員の方を人選していく、また若い方にやってもらいたいという思いもしっかりと受け止めているところでございますが、やはり行政としてできるところというのは人選には立ち入れませんが、人材を育成していくという面、そういった点ではやはりそういったリーダーシップの研修会、人材を育成する研修会であったり、そういったものを率先的に紹介や、町のほうでできることであれば、やっていこうというふうに考えております。できるだけですね、こういった講演会等の情報等も周知をさせていただいておりますが、リーダーシップ、今後リーダーとなっただけの方の育成というのは議員ご指摘いただきましたように、今後重要な課題であると認識をしておりますので、行政としてできる範囲はしっかりとですね、サポートしてまいりたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 「地域づくり」にはですね、ご答弁のように、情熱のある人材が欠かせないわけでございます。この人材づくりに要請を待つのではなく、行政の力を必要としているんです。人材づくりへのご協力をお願いいたしまして、この一般質問を終わりたいと思います。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。ご指摘いただきましたように、その地域の声をしっかり受け止めてですね、行政としてしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） 以上で、7番 藤井照憲議員 の一般質問を終わります。

ここで昼休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 1 2 時 0 3 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします、

ここでケーブルテレビをご覧の皆様へお知らせいたします。

現在、機械の不具合により発言者の名前が表示できなくなっておりますので、ご了承願います。

それでは休憩前引き続き一般質問を行います。

次に「町道維持管理の考えは」 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） はい、10番。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私は2項目について質問いたしますが、その第1項目目「町道維持管理の考えは」という内容で質問させていただきます。

世羅町も全国的な少子高齢化の状況になっています。特に団塊の世代の高齢化に伴い高齢化率は本年10月末には42.4%、周辺地域では50%近くになっております。病院の通院や買い物など町道の適切な維持管理は、交通手段の必要最小条件となっております。

県道については、路線委託を建設業者に行い、大規模な草刈り、側溝の清掃など交通警備員を配置し対応しておりますが、町道においては建設業者に委託する方法と、集落の申請などによる町道草刈り作業交付金事業を活用した草刈により維持管理がされております。

このような状況の中、世羅町の街中地域では法面はコンクリートブロックやコンクリートなどの構造物で施工されているところが多く、草刈りなどの必要とされないところが多くありますが、周辺集落では土羽の法面、切土法面が多く町が取組まない町道は集落の善意に委ねた町道草刈り作業交付金事業を活用した草刈りに取組まざるを得ない状況にあります。

周辺地域ではご多分に漏れず、高齢化は町の高齢化率よりも先程申し上げましたが、周辺地域はかなり高く、年々取り組みが難しくなりつつあります。

このような状況の中、次の項目について今後の町道維持管理の方向と考え方を伺います。

まず1点目に令和4年度の町道草刈り作業交付金事業を活用した草刈申請は

116 団体、384 路線、総延長 497 km 余、予算必要予定額 662 万 6000 円と伺っておりますが、今後草刈りを含めた町道管理の方向と見通しの考えをお聞かせください。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 10 番 久保正道議員の「町道維持管理の考え」についてのご質問にお答えさせていただきます。議員おっしゃられますように、町道管理、また町道にかかわらず、農道であったり、林道であったり、管理についてはですね、町民の皆様方に日頃草刈り清掃などの活動に多大なるご理解とご協力をいただいていることに、この場を借りてお礼を申し上げます。こういった管理がなされないと大きな災害につながる事となろうかと思っております。

1 点目にご質問いただきました「町道の管理の方向と見通しの考えは」についてでございます。

町道は国県道などの幹線道路に連結して地域を結び、日常生活や産業を支える最も身近なインフラでございます。この町道の維持管理の中で日常的に必要な草刈りや側溝清掃につきましては、地域の皆様のご協力により、良好な環境が保たれているものと認識しております。

現在、町道の総延長約 835 km のうち約 498km において、町道草刈作業交付金をご活用いただいております。団体数や草刈り作業延長は年々僅かながら増加していることから、この取り組みによる支援を継続していきたいと考えております。

また、議員ご指摘のように地域の担い手不足により維持管理の継続が年々難しくなっていることも認識しているところでございます。町といたしましては、地域への支援を継続するとともに、道路改良や維持工事においては、防草対策を含めた形での日常の管理が容易な構造となるよう可能な範囲において配慮してまいりたいと考えております。

この後のご質問でも要綱等の見直しについても提案いただくようになってございます。そういった面についてもいろいろと配慮が行えるように努力してまいります。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 町長答弁では地域への支援を継続するという答弁がありました。また、道路改良や維持工事において防草対策を含めた日常の管理が容易な構造となるよう可能な範囲において配慮するとの答弁ですが、道路改良事業は新設改良の際に構造設計の中で取組みをされておられると思いますが、維持管理において推進するにあたりその構造計画、年次ごとの取組み、予算規模、完成に向けた目標年次の考えはいかがですか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは道路改良におけます目標年次の考え方についてお答えいたします。道路改良につきましては、過疎地域自立発展計画、道路整備計画に基づいて、年々実施しているわけでございます。完了年度というものにつきましては用地の関係とかですね、予算の状況によってなかなか見通しがつかない状況でございますけれども、緊急性やですね、安全性、こういったものを考慮するなかで、早期完了に向けて着実に実施しているところでございます。

○10番（久保正道） はい、議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 課長答弁で財政状況のことも勘案してという内容でございましたが、時間がかかればですね、なかなかそういう対応ができなくなる。地域ができなくなるということでございます。維持管理が地域でどのくらいの今後将来にわたってできるかどうかというのは不透明であります、可能な限り地域住民の方のご協力をいただいね、何とか維持管理ができればよろしいのかなと思っております。

次に町道草刈り作業交付金の実施要綱の見直し、改正の考え方はということで、単価の見直しのことでございますが、町道草刈り作業交付金事業実施要綱の第12条1項においては、現実にいろいろ定めてありますが、100mの延長で1,000円ということの単価が示されております。この単価はですね、非常に安いという、実際に地域の方が実施する上で非常にmあたり1円ですよ。業者へ委託すればですね、その20倍、30倍、あるいは50倍、現場管理費も、一般管理費も、それから交通警備員も含めた委託をされると思うんですが、非常に高くついてお

るわけですが、地元にかかせた草刈りの交付金ではですね、m 1 円ですよ。こういうことでは実際に地域の方がやろうかという気に本当になれるか。そこを考えていただきたい。このように思いますが、どうでしょうか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） この草刈作業交付金事業につきましては、平成 24 年度に創設した事業でございます。その目的としましては町道の通行の安全確保、清掃美化活動の活性化、その機能維持を図ることとしておりまして、予算の範囲内です、地域の方に活動いただけるように少しでも補助したいという考えのものです。通常の業者へ委託する場合の委託料と比べまして大変少額ではございますけれども、なんとかこの補助事業を活用していただいでですね、今後も地域の活動は継続していただけるようにと思っております。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 先程申し上げましたようにですね、非常に単価が安いということですよ。これをですね、見直しをされないと、実際に地域住民の費用を使って補助金交付の金ではですね、対応できない状況が出てきているということも認識していただきたいと、このように思うわけです。

それからこのような状況でですね、その内容を言いますとですね、草刈り延長の 100m 未満を切り捨てるということがありますが、なぜ切り捨てるのか。業者委託では実数値で委託をされると思うんですが、地域へ草刈り作業を申請した際にですね、申請をする際にはやはり町道においてはたとえば 1,580m という路線の延長があるわけですが、それを実際にやってもですね、1,500m で打ち切るというような考え方はどうも理論上成り立たないと思うんですが。だから切り捨てるという考え方も見直しをして、払拭してですね、実数値に直す。この考えに改正をされたいと思うんですがいかがでしょうか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それではお答えします。先程のですね、単価の見直し

はこの部分を充足した形で答弁させていただきます。

燃料費高騰による単価見直しについてでございますが、町道草刈り作業交付金は、平成 24 年度に創設して 10 年が経過しております。この間単価の改定は行っていないところでございますが、燃料費高騰など最近の物価上昇への対応や地域活動の更なる支援のため、単価の見直しを含めた制度改正の検討に着手したところでございます。

草刈り作業延長につきましては、町道草刈り作業交付金の交付額は、草刈り作業延長に作業単価を掛けて算出することとなっております。この草刈り作業延長は 100m 単位といたしております、100m 未満は切り捨てることとしております。これにつきましては、草刈り作業延長の測定など申請にかかる事務が煩雑にならないように配慮したものでございます。

町といたしましては、100m 未満の作業に対する交付金の交付につきましても、地域活動の支援に繋がるよう、今行っております制度の見直しに向けた検討の中でですね、しっかり検討を進めてまいります。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 先程から質問しているわけですが、単価の見直しについてですが、日本においては円安の影響、新型コロナウイルス感染症、あるいはロシアのウクライナ侵攻の影響により、燃油価格がかなり値上がりをしてきております。今までの例を挙げますと、3 年前には草刈りは混合オイルでやるわけですが、1ℓあたり 180 円位でありましたが、現在では 220 円。ℓあたり 40 円位は値上がりしとるわけです。これについてですね、実際に先程から申し上げておりますが、草刈り作業をするにあたって、地域の住民の負担が増えてきておる。このことも十分考慮してですね、単価の見直し、要綱の見直しをされる場合にですね、しっかりと検討検証しながらですね、現実に即した対応をお願いするものであります。そういったことがありますか、そういったことを配慮されますか、どうですか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それではお答えいたします。最近のですね、燃料費高

騰については十分に把握しているところでありまして、この燃料高騰によりまして地域の皆様の活動にですね、たいへんな支障が出ているというふうに考えております。こういったなかでですね、現在、この制度の見直しを進めているわけですが、燃料単価の高騰をはじめですね、ほかの物価の上昇についてもしっかり考慮した上で、他市町の状況もですね、補助体制の状況も確認するなかでしっかり検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） それじゃあこの部分の質問に移ります。2 回目の草刈り単価を何故 1 回目の半額にするのかということでもあります。これについてのご答弁をお願いします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは「イ. 2 回目の草刈り単価を何故 1 回目の半額にするのか」についてのご質問にお答えいたします。

町道草刈り作業交付金の単価は、年 1 回の草刈り作業を実施された団体に 100 m あたり 1,000 円を、年 2 回以上の草刈り作業を実施された団体に 100m あたり 1,500 円を交付することとしております。本補助金制度は年 1 回の草刈り作業を基準としておりますが、団体によりましては年に複数回ご活動いただいている団体もございます。町としましては、こうした団体に少しでも支援をさせていただくため、年 2 回以上の草刈り作業に対し、交付金を加算させていただいているところでございます。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 先程述べましたように、燃料高騰のなか、町道の草刈りを本来は町が取組むべき課題を地域住民の善意に委ね、町が依存した方法により成り立っている制度と、取組みを委ねていることは否定できないと思います。2 回以上の取組みに対して、1 回目と併せて 100m あたり 500 円加算し、1,500 円としていると答弁をされましたが、これは 2 回目を 1,500 円にするのではなくて、2 回目は 500 円ですよということでもあります。なぜ、2 回目を 500 円にする

のか。同等ならまだしもですね、2回目は1回目がmあたり1円、2回目が50銭。こういう制度はですね、到底納得できるものではありません。2回目をなぜしなければならぬかということではありますが、1回目は7月くらいまでに春先から伸びた草を刈り取る。それから2回目はですね、7月以降、11月くらいまでに伸びた草を刈り取ってですね、年末年始に向け、あるいは春までに刈払いと刈払いをした草木の除去、こういったこともありますし、秋は落ち葉の落葉によって側溝に落ち葉がたくさん落ちてですね、排水を妨げている状況がある。これによって町道の法面を流したりですね、あるいは災害の誘発をするということを防ぐという意味で地域住民は側溝の掃除もしようということをやっているわけではありますが、これをですね、1回目の半額にするというのはどうしても納得ができない。むしろ1回目は1,500円、2回目はですね、割増しをして1,500円あるいは2,000円にするから、どうか年2回草刈りしてくださいというふうに奨励していくのが町のやるべきことではないでしょうか。このことをですね、しっかりとされてですね、限界集落を防ぐ。それから若い人が定住をする気になる。この地域を作るためにもですね、町の姿勢、考え方を表していただきたい。そのように思うわけですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（米重典子） 久保議員、その前によろしいでしょうか。先程来100mあたり1,000円という単価になっておりますので、1mあたりは1円ではなくて、10円になろうかと思えます。細かいことですが、ということです。

○10番（久保正道） はい、はい、ごめんなさい。

○議長（米重典子） 今のことに對して答弁。

○建設課長（福本宏道） はい、議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それではお答えします。2回目の単価が1回目比べて半額になっている点についてお答えいたします。先程も答弁しましたとおり、現在の制度のなかではですね、年1回と。こちらをベースにして補助の単価を算出しております。しかしながらですね、今現在、この制度について見直しに着手したところでございます。県内の他市町の状況やですね、議員ご指摘のような今後の担い手がいなくなって限界集落にならないためにもですね、更なる支援につながるようしっかり見直しのなかで検討を進めてまいります。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 私がちょっと計算まちがいしておりました。申し訳ありません。次にですね、3 項目目の町道草刈り作業交付金事業実施要綱を定め普及推進協力をお願いしている中、何故上限額 15 万円とするのか。このことをお尋ねします。

○建設課長（福本宏道） はい、議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 3 点目の「何故上限額を 15 万円にするのか」についてのご質問にお答えいたします。

町道草刈作業交付金の創設にあたり、限られた予算の中で、より多くの地域の皆様にこの交付金をご活用いただくため、作業延長 10km の草刈作業を年 2 回以上実施した場合の交付額であります 15 万円を上限額として当時設定したものでございます。町といたしましては、上限額の設定につきましても、地域活動を継続していただくための支援となるよう、制度の見直しに向けた検討をしっかりと進めてまいります。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 上限額の見直しも考えると、検討するということでもありますから、これは予算額全体がいくらになるからということではなくて、地域をよくして、生活環境、あるいは若い人が定住しやすいように、それから緊急自動車、高齢者が多いわけですから、緊急自動車がスムーズに集落へ入れるような環境を作るという、そういう考えのもとで要綱の改正検討をしていただくようお願いしてこの項の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 先程来町道の管理についてご質問いただきまして、いろいろご提案いただきました。平成 24 年の創設時においてはですね、これまで町からのこういった補助金は全くの 0 でございました。どちらかということ、ごみを拾ったりですね、地域の環境づくりをしようということで公衆衛生協議会が中心

になってさまざまな活動いただいていたという状況。併せて地域でですね、自分達の住む地域の環境を整えようということで草刈り、また支障木の伐採であったり、先程来ありました落ち葉等の水路、用水等にかかわるといようなこともあります。それができていた時代がありました。しかし現状ではそういうなかなか地域においても若者もいない。草刈り機さえ持つ人間もいないという状況もお聞かせいただく地域もございます。それだけではなく、ボランティア的に年2回と言わずですね、日頃からきれいにさせていただいているところもございまして、地域でもそれぞれの差が出てきている状況も見てとれるところがございます。町としてですね、こういった管理についてはですね、先程来申し上げましたが、大きな災害に繋がったり交通事故等々に繋がらないような取組みが必要と考えております。新たに要綱の見直しをさせていただくなかでですね、そういった取組みができることと併せて、先般あるところでちょっとお話しがあったんですが、担い手がですね、そういうチームを作って、地域を応援にいくような、たとえば畦の草刈りひとつとってもですね、できない地域があるということで、そういった若い世代がですね、そういう応援団を作ってはどうかというような声が出ているというふうにもお聞かせいただきました。このことが地域へ入られて、そういった交付金を活用するなかで、地域としてそういった方々を利用する。シルバー人材センターではよくやっていたている作業等もありますけれども、そういった草刈り作業に困っている地域を助けてはどうかというような声もあるというふうにもお聞かせいただいたので、そういう仕組みができればですね、また違った形でですね、その地域がよくなっていくのではないかといいうふうに思っているところでございます。何よりも今回はですね、このご提案を基にさまざまに内部でも検討して次年度予算に組み立てていけるように検討してまいりたいと思います。

○議長（米重典子） 次に 「家事・育児ヘルパー派遣事業の取組みは」10番 久保正道議員

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 2項目目として「家事・育児ヘルパー派遣事業の取組み

は」ということでございます。

令和4年3月議会の一般質問で、その当時厚生労働省の考えとしてできるだけ早い令和4年度に制度新設を目指している、家事・育児ヘルパー派遣事業の取組みを質問し早期対応を求めたところですが、その後の取組みと対応はどの様になっているのでしょうか。

3月にも申し上げましたが、日本国内の人口は年々減少傾向にあり、県内においては5年前と比較して4万4288人の減少、世羅町においては1,212人が減少している現状であり、広島県は転入より転出が多く全国的にワーストの高いランクに位置づけられていると言われております。世羅町もその例に同じくしておりますが、子育て環境の先進的町として評価の高い自治体として、生産年齢人口をいかに増やしていくか、また確保するかが問われていると思われま

す。

世羅町子育てハンドブック（令和3年4月改定）の目標を見ると、「子育ての基盤となるのは家庭でありそれを取り巻き支えるのが地域です。出産、子育ての不安や負担をできるだけ軽減し家庭、地域の皆さんが、この世羅町で子育てをしたい」そんな思いにあふれる町づくりを目指していきます。と町の熱い考えを盛り込んでありますが、本年4月法律施行後の世羅町の取組みとその後の経過をお尋ねします。

まず1点目に家事・育児ヘルパー派遣事業の取組みはどの様にされたのか。またどの様にされようとしておられるのか伺います。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは久保議員の2問目でございます家事・育児ヘルパー派遣事業の取組みについてのご質問にお答えさせていただきます。1点目でございます、「家事・育児ヘルパー派遣事業の取組状況」でございます。

厚生労働省は、本年6月に成立いたしました「児童福祉法の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法の令和6年4月からの施行に向けて、令和3年度第1次補正予算におきまして、「子育て支援対策臨時特例交付金（新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援）」を整備しました。その交付金事業の一つとして「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」がございます。

この事業は、家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭に対し、訪問支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待のリスク等の高まりを防ぐことを目的とされております。

実施主体は市町村で、社会福祉法人やNPO法人等に委託が可能で、支援内容は、家事支援として食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等、育児支援では、授乳介助や沐浴介助等がございます。

本年8月に厚生労働省から事業の詳しい説明が行われ、事業実施要綱及び交付要綱等が示されたところでございます。

本町におきましても、子育て世代包括支援センターでの相談支援や関係機関との連携により、要支援家庭に必要なサービス提供ができ、誰もが安心して子育てができるよう、早期事業実施に向けて体制整備を図ってまいります。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 本年4月法律施行の予定と厚生労働省が発表していた法律が本年6月にずれ込んだ。児童福祉法の一部を改正する法律、これにより昨年準備されてきた子育て支援対策臨時交付金を整備し、子育て世帯訪問支援臨時特例事業があると答弁されましたが、この制度を世羅町としていかに活用し、充実させて、家事育児に悩みを抱え、SOSを発している育児世代の方に寄り添うのか。子育て支援ハンドブック令和3年4月改定に追記修正して、広く周知し、生産年齢人口を確保し、増大を図り、世羅町の子育て世代の人口増加を図るべきと思いますが、その考えはいかがでしょうか。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは10番 久保正道議員からのご質問にお答えします。現在令和3年度に改定を行いました子育てハンドブックをですね、国の方針により一部改定を行いまして、更に改定を行いまして、広くホームページ、または広報などにより皆さんに広報しまして、子育てに不安を抱えたご家庭に支援をしたいと考えております。

○10番（久保正道） はい、議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 取組みをされるとすれば、時期は何時からどのような内容で進められるのかお伺いします。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは項目の2番、「取組み時期について、いつからどのような内容で進められるのか」についてのご質問にお答えいたします。

この事業は令和6年4月から市町村の努力義務となることから、世羅町におきましては、いち早く子育て支援対策臨時特例交付金を活用しまして、令和5年1月から試験的に実施できるよう、本定例会に補正予算としてお諮りしたいと考えております。

内容につきましては、妊婦及び18歳未満の児童がいる世帯において、養育者の体調不良等で家事や育児等を行うことに支障がある場合に、ヘルパー等を派遣し家事や育児の一部を援助することを考えております。

○10番（久保正道） はい、議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 今、子育て支援課長の答弁では本定例会に提案し、議決をされた場合に取り組むということですが、この制度を待ち望んでおられる方がたくさんおられると思うんです。援助の体制づくりに向けて取り組んでいただきたいと思います。この体制づくり、このことはいかかな体制を、いかような体制をとる予定でしょうか。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 支援に対する体制についてお答えをいたします。今議会に12月補正として提案をさせていただく予定としましては、1月から3月まで1か月に4回程度利用をされるものと試算をしまして、3月末まで12回の予定で補正予算を計上いたしております。現在養育支援訪問として既にご家庭を訪問して支援を行っている事業がございますので、そちらのご利用をされているご家庭の方が1家庭から2家庭ございます。引き続きこの事業を

利用されるものと見込んでおりますので、3月末まで3か月間で12回の支援をできるものと考えて補正を提案しているものでございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 本年の第2回の定例議会において一般質問しましたが、若い人がふるさとへ帰って就労する場を作られたらどうですかと、平たく言えば工業団地あるいは工場誘致をされてはどうですかということをお尋ねしたんですが、町長は工業団地は造らないというふうに明言されました。若い人がですね、ふるさと回帰、あるいはJターン、Uターンをして、この世羅の町で子育て環境が非常に広島県の中でもすばらしいんだというイメージを持っていただければですね、世羅へ住んで、世羅から他の市町へ働きに行きながらでも世羅で子育てをしようということになると生産年齢人口が増えるわけですよ。そうすると町にも活気が取り戻せるという効果もあるように思われます。このようなひとつの子育て環境で世羅町が活性化するという方法について一考をしていただければと思いますが町長のお考えはどうでしょうか。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 令和4年第2回の定例会においての施策について続けてご質問いただいたなかで、工業団地を造らないというよりも工業団地を造るだけの、それだけの費用をかけてやればですね、それが町にとってそれが負担が少なくて済むのかという部分においては、かなり大きな投資が必要になります。これは現状では町の持っているポテンシャルからは厳しい部分がございます。今、企業誘致という部分においてはですね、さまざまにいろいろと農外企業も含めてですね、いろいろお話はあるわけでございまして、その土地という部分とキャパと入ってくる事業者の方とのマッチングきちっと必要であろうと思います。そういったところの観点からすぐにはできないと発言させていただいております。それとやはり夜の人口増やすとか、お住まいいただくといったところがですね、子育て環境としっかり繋がっていくものだと思いますので、そういった流れをしっかりと汲みながら、子育てがすばらしい町で、住んで育てて働きに行こうというような形がですね、整う施策が今後必要であろうと思っております。

○10番（久保正道）（挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 次の項目に入ります。推進にあたり、制度の啓発を行い制度活用の効率を図る必要があると思いますが、その方法と手段はどのように考えておられますか。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは久保議員ご質問の3点目「制度啓発の方法と手段は」についてのご質問にお答えいたします。

広報やホームページ等で周知を行うとともに、子育て世代包括支援センターにおける面談や相談のなかで必要であればお伝えをし、その他子どもに携わる機関とも連携を図りながら、支援の必要なご家庭に対して利用の推奨を行ってまいります。

なお、現在子育て支援課におります職員がですね、専門的な保育士、それから保健師がおります。経験が豊富な、しかも専門的な適切な支援が、相談を受けることができる職員がおりますので、しっかりと支援を図っていきたいと思っております。

○10番（久保正道）（挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 制度を作ったというだけではいけません。活用される人がどんどん増えるということが好ましいわけではありますが、これを周知をするという方法のなかで、若い人はSNSとか、ホームページを見たりいろいろな手段があります。このことによって若い人が目に触れる、それから広島県、あるいは周辺の県でもトップクラスの支援体制ができているということがあればですね、移住してみようかということもですね、可能ではあると思うんです。だからそういったことも大いに利用してですね、発信をしていただきたいと、このように思うわけですがいかがでしょうか。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 議員おっしゃいますとおり、広報にあたりまし

ては現在、企画課が行っておりますラインにおいて世羅町のさまざまな情報発信をしている状況もあります。こちらでも利用してまいりたいと思います。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） それでは次に項目に入ります。制度導入にあたり財源の構成と利用者の負担割合はどうなっていますか。これを説明いただきたいと思います。これはまだ提案前ですから、断定はできないと思うんですが、町の考える考え方、そのことを発表していただければと思います。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは4点目の「制度導入にあたり財源の構成と利用者の負担割合は」についてのご質問にお答えいたします。

現在国が示していますこの事業については、利用してまいりたいと考えておるところでございますが、本事業の財源構成としましては、子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）によりまして事業費の3/4、75%を国及び県から交付を受け、1/4、25%が一般財源となる予定でございます。また、世帯の課税状況によりましては利用者の方が一部負担をしていただくようなことが考えられます。

妊産婦や子育てに困難を抱える世帯への支援強化につながるよう、周知啓発も含めて早期実現に向けて努めてまいりたいと思います。

○10番（久保正道）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 昨今のテレビニュースを見てみますと、子育て世代の方が子育てに疲れた、あるいはストレスが溜まったということで子どもの虐待、そういったニュースも流れております。こうしたことにつながらないようにですね、きめ細かい対応、それから対策、そのようなことを考えていただいでですね、世羅町はすばらしい町だと言われるような先進事例を作っていただいで、他の市町から視察団が訪れるように、そうすればですね、飲食業界も、旅館業界も賑わうようになるわけですから、そのような好循環が生まれるように取り組んでいただきたいと思います。このようなことを私が望んでおりまして、この質問を終

わかります。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私よりお答えをさせていただきます。10番 久保議員からのご質問をさまざまな角度からも子育てについていただいたところでございます。このたび子育ての新たな支援としまして担当課よりも答弁をさせていただいたところでございます。児童虐待、外傷的な部分、また育児の放棄、ネグレクト等々ですね、形は違えども子どもを取り巻く環境は非常に今、厳しい状態でございます。そのなかで世羅町として各種の支援策を講ずる中で、試験的にいち早く進めてみようかというところをお諮りをさせていただくところでもございます。子どもを持たれる親の方々、そして他市町からもまたそれを見られる感触等もしっかりと押し量りながら、そしてそれを他の市町へも、県内へもしっかりとPRさせていただくなかで、世羅町の子育てというものをしっかりと広報してまいりたいとも考えるところでございます。ゆくゆくは子育ての充実をもとに流入人口が生まれ、そして町に輝きが、そして潤いが戻ってくることを願いながら施策を展開するとともに、議員ご指摘いただきましたように、外部からの先進事例として取り扱っていただけるように担当課、また関係課含めまして取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） 以上で、10番 久保正道議員の一般質問を終わります。

次に、「これからの自治振興の町の考えは」 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 先の第3回定例会におきましては、人口減から来る空き家対策について質問しましたが、今回も同様に人口減から来る自治振興の町の考えはということで質問させていただきます。

質問の要旨でございます。近年、社会経済情勢の変化に伴い、都市化が進む一方で地域社会に対する住民の関わり方も希薄化し、自治会に加入しない方もおられると聞いております。

自治会や振興会の役割は、災害時をはじめ日常生活の中でさまざまな課題、環境課題、福祉課題、安心・安全課題、防災課題、子どもの育成を、住民相互が行政と協力連携して地域活性化に努めることではないでしょうか。

中でも町内自治会・振興会は町の施策を行っていく上で一番基本となる組織ではないかと考えているところでございます。

その組織の現在の大きな悩みは、組織運営や行事開催時に中心となって運営していく人材不足ではないかと考えております。

また、それぞれの自治会・振興会で実情はさまざまであろうと思いますが、役員もここ数年間同じ人が順繰りで何らかの役を担っているのが現状であり、その方たちも次第に年齢を重ね組織運営や行事開催が困難になっているとの声を伺っているところでございます。

町の一番先端で活躍すべき自治会・振興会がこれまでのようにはいかない今後を思う時、大変心配するところでございます。

今後更に少子高齢社会のなかにあって、益々重要になってくる自治振興会が先やりを担う新しい人材に窮しているのではないのでしょうか。

行政と地域住民が共に支え合う町づくりでなければなりません、行政が示す施策を形にしていくための最前線の組織が崩壊すれば大変なことだと危惧しておるところでございます。

地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進行、高度情報化の進展、地球規模での環境問題の広がりなど、大きく変わってきております。

住民生活に最も身近な自治会・振興会、更には自治センター、こうした環境の変化や地域課題に、行政はいち早く対応し、住民福祉の向上を図っていく重要な役割が期待されております。

今回の質問では、行政が住民の声を聞き今後の自治振興のあり方を進められるのかお伺いいたします。

まず1点目として町への転入時に窓口では自治会加入の説明はされておられるのか、伺います。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 山田睦浩議員の「これからの自治振興の町の考え」について

てのご質問にお答えをさせていただきます。

まず冒頭議員から申されましたように地域の自治会、振興会の役割というのは大いに町の発展に寄与いただいておりますし、やはり地域をまとめあげるリーダーの存在がですね、地域には宝として必要だと思っております。少し昔を振り返りますと、20 数年前はこういった自治振興のあり方について、私も教育委員会関係で社会教育の中でですね、視察をしに行った覚えがあります。そういった現場の声はですね、そういった集会施設を中心に地域自治というものをいち早く始められた所だったと思います。その時期にはですね、その地域ではですね、高齢者1人世帯であろうと、大きな家族、大家族世帯であろうと1軒あたり5,000円というそういった振興費を集金されて運営されておりました。大きな事業はそんなにできませんけれども、地域づくりとしてさまざまな意見を集約しながらできる時代であったというふうに考えておりますが、それ以後、町でも自治振興をひとつ、地方創生の施策の中で考えていく中でですね、公民館からひとつ法律を変えてですね、自治振興、企画部門に生涯学習を移してきた時代でございました。なかなかその時代からまた20年経過してきました。約20年近くですね、なってくるとですね、また様変わりがしてきています。その時代、その時代でですね、やはりさまざまな政策展開、また地域のあり方等ともですね、いろいろ様変わりする中で、町としてもどういう支援が必要なのか、またどういった起爆剤が必要なのか考えていく必要があるかと思っております。

今回お尋ねのまず第1問目でございます。町への転入時に窓口では自治会加入の説明をしているのかというご質問でございますが、転入に伴い必要となる手続きを一覧表にしたものを、転入の手続き時に転入された方にお渡しをさせていただいているところでございます。

その際、「振興会加入のススメ」というチラシも併せて配布をさせていただいております。

また、町がやっております空き家バンク制度を利用し転入される方につきましては、自治会・振興会の活動を紹介するとともに地域活動への積極的な参加をお願いしているところでございます。これは強制はできないものでございますけれども、定住支援員、また協力隊員と共に地域の方へ紹介をさせていただいております。現在ではコロナ禍で集会等集まる機会が減少しておりますけれども、

引き続きスムーズに地域へ入っていただけるよう推進してまいりたいと考えているところでございます。

○11 番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 当然、自治会、振興会への加入の強制はできないというのは重々理解しておるつもりではございますが、まず一番に来られるところは窓口であって、行政の窓口であって、そこで強制はできないにしても誘導というのはできるのではないかと考えておりますので、しっかり自治会振興会に加入していただけるような説明をしていただきたいと思います。そのなかで定住支援員について、詳しく業務内容等についてお聞かせください。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 11 番 山田睦浩議員のご質問にお答えいたします。現在、空き家バンク制度の事業をですね、議員からご指摘ありました定住支援員の方、またこの 12 月で、もうそろそろ満期が来られる方なんです、地域おこし協力隊の方、この 2 名でですね、空き家バンク制度について推進をしてきていただいております。この方の役割というご質問でございましたが、この定住支援員の方につきましては多岐にわたって業務をいただいております、特に空き家バンク制度の相談であったり、登録、窓口、また後の質問にも少し絡んでまいります、地域に出ていただいてですね、その地域における空き家バンクの掘り起し、これに関する、俗に言う終活ですね、その地域の方が今後もし誰もいなくなってその空き家をどうやってやっていけばいいかということ。そういったことも担っていただいているところでございます。この支援の役割というのは多岐に亘っておりますが、この地域づくりの今回のご質問等にもかなり業務に携わっていただいているところでございます。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 今回の質問、1 番から私としてはすべて関連してずっといくので、一番に加入してもらうことが大前提で目的なのかなと思いますので、引き続き説明の際はよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして2番でございます。今回この一般質問、先の空き家対策の質問と同じように複数の住民の方からこのことについてご相談等がありまして、非常に深刻な話され方をされて、それを受けて今回一般質問させていただいたんですが、特にここから、2番から6番までは多くの住民の方のご意見を拝聴する中で質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

自治会・振興会に加入していない住民は何割なののでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは11番 山田睦浩議員の（2）のご質問でございます。2点目の「自治会・振興会に加入していない住民は何割なのか」についてお答えをさせていただきます。

令和4年4月時点の各自治組織のいわゆる中組織であります地域自治活動助成事業地区一覧より加入世帯数を抜粋し、各地域の全世帯数より算出をいたしました組織率の割合の平均はおよそ68%でございます。加入していない割合は世帯ベースでおよそ32%でございますが、伊尾・小谷地区におきましては、自治会の中組織がございませんので、最後に確認ができています令和2年度の数値を用いて算出をさせていただいております。組織加入の低い地域でございますが、やはりこれは中心部が組織の加入率が低くございまして、甲山、大田、小国地区で組織への加入率が50%台と低い状況にあり5割弱の住民の方が未加入となっている状況でございます。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 答弁でありましたように、旧町で言うたら、ほぼ旧町の中心部分が非常に加入率が低いという答弁でございますが、これは担当課とされましては、なぜそこまで低いのか、またどのような世帯の方が加入されていないのでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。やはり検証するところによりまして、出入りの激しいところ、いわゆる民間のアパート等が組織を持たれてない

というところがございますので、そういったところの関係で町なかエリア、旧甲山、旧世羅の町なか、または小国地域が多くなっているものというふうに推測をしております。

現在昨今ですと、老々世帯でどうしても組のお付き合いができないといったような世帯もございますので、こういった方々におかれましても、現在は組に加入をされておらず、配布物等も企画のほうから直接郵送などさせていただいているという状況でございます。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 先程の答弁の中で老々世帯の方が組からはずれるというような、私の身近でそういうところがあるんですが、そうならないようにすることは恐らく不可能なのかなと思うんですが、特に若い人達が加入していただけるようないろんなことを施策として今後取組んでいただければなというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

続きまして3番に入ります。これこの3番ですが、今年議会報告会を開催いたしました、ある地区の議会報告会の中で住民の方からこうした質問をいただいたものを今回質問させていただきます。

（3）広報誌等、町からの配布物を郵送している世帯数及びそれに係る郵送料の支出金額についてお尋ねいたします。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えいたします。この（3）の答弁の前の先程のご質問なんですけれども、やはり若い方が地元に戻って来られて、1戸建ての住宅などを建てられた場合にはその組に加入されるというケースもございますので、一概にこの中心部でも組に入られないということではないんですが、やはりアパート等どうしても出入りの激しい物件等に入られた場合には組の加入ができてないというのが現状でございます、こういったところも課題であるというふうに認識しております。

それでは（3）でございます。「広報誌等、町からの配布物を郵送している世帯数及びそれに係る郵送料の支出金額は」についてお答えします。

広報誌等を個人送りで郵送している町内世帯数は、令和3年度末時点で543世帯であり、その郵送に係る費用につきましては、令和3年度で約58万円となっております。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） この58万円が多いとみるのか、少ないとみるのか。その方から聞いたときにはやはり公平公正を保ってほしいということでありました。このことにつきまして、この58万円は多いとみるのか、少ないとみるのか。どうでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。多いか少ないかで判断をすれば、削減という意味で考えれば、やはり先程山田議員のほうからもご指摘ありましたように組に加入をしていただいて、その組の行事と一緒に参加をしていただくということがやはりこの経費を少しでも削減していくということですが、やはり単身世帯でありましたり、若い方が1人で住まわれているなどの世帯等もございます。また併せてですね、先程も申しました配布組織で配布ができなくなった集落組織がございます。ですから組の中でも、組はもともと存在はしておりましたが、その組でもう活動ができないという状況になっている方々、高齢な1人暮らし、また高齢者のご夫婦で住まわれている世帯、こういった方もこの543世帯に含まれてますので、一概に多いかと言えども何とも言えない状況ではないかと思えます。ご指摘いただきますように、やはり加入をしていただければここが減ってくるという状況でございますので、この辺につきましては増減がある程度はあるのかなというふうに感じております。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） この543世帯、ちょっと多いと思うんですよね。その方も多いんじゃないかというふうなことを心配されて議会報告会の際に質問いただいたのかなと思っておるんですが、これからずっと543世帯は増えてくるんじゃないかなというふうに予測されるところでございますが、これを郵送を

違う形にできるかなというのをそのときには私も回答はできなかつたんですが、町としてもここの数字を、世帯数と金額を減らすこと考えていただきたいと思えます。

それでは次に移ります。(4) 地域活動の担い手として大きな役割を果たしてきた自治会・振興会も加速する人口減を見据えた活動のあり方を考える時期に来ているのではないのでしょうか。

○企画課長(升旗真路) 議長。

○議長(米重典子) 企画課長。

○企画課長(升旗真路) それでは11番 山田睦浩議員の4点目でございます。

「自治会・振興会も加速する人口減を見据えた活動のあり方を考える時期に来ているのではないか」についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、人口減少によりまして、今後、自治会や振興会の活動のあり方を地域と共に考えていかなければならない時期は来るものと考えております。しかしながら、町といたしましては、まずは地域の実情を把握し、地域から何が求められているのか、地域の存続のために何をすべきかといった声に寄り添うことが大切であると考えております。行政主導も重要であるとは考えますが、まずはその地域の課題、地域の声というものをしっかりと行政側が認識をさせていただくことが重要ではないかと考えているところでございます。

○11番(山田睦浩) はい、議長。

○議長(米重典子) 11番 山田睦浩議員。

○11番(山田睦浩) 答弁の中で地域と振興会の活動のあり方、地域と共に考えなければならぬ時期が来るものと考えていると。もう来ているのではないかなというふうに思うんですよ。サイレントマジョリティ、声なき多数派、声なき声、しっかり聞いていただきたいなと思えます。

その中で合併時、平成16年ですか。18年前、そのときの人口が1万9748人。18年、時が経ちまして、令和4年、今1万5197人、マイナスの4,551人でございます。世帯数はあんまり減ってないんですよね。約9世帯くらいしか減ってないんです。

自治センター設置されたのが、平成20年に条例ができて、順次平成22年から24年にかけて自治センターになっていったということでございますが、その

とき自治センター設置の条例ができたときが、1万8743人。それから18年経ちまして、マイナスの3,546人減っております。これから先も18年で年平均にしますと約250人ずつくらい減少しておるような数字上の上で言えばそうやってきておるんですが、これから今日の午前中の他の議員さんの質問でも同様にあったと思いますが、その中で財政課長の答弁の中で公共施設等管理計画云々ということがありましたが、これからその時期がもう既にこれからではなく、もう来ているのかなというふうに思います。ここもある地域の方が3年ぶりに行事を再開した。3年、年ととる皆。すごくしんどかったと。顔ぶれは同じだというふうなことを言われて、もうこのままじゃできんなど。議会としても考えてほしいというようなことをわざわざお出でいただいております。自治振興に関わることは、担当を所掌されるのは企画課だと思いますが、企画だけではなく、町としてそういう時期が来ているんだというようなことを住民の方が痛感されている状況がありますので、そこら辺もしっかりと考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。今まさに山田議員がご指摘いただいたとおりでございます。午前中の答弁でも少しさせていただきましたが、やはり地域自治会のなかでもイベント等やる、また復活をさせるパワー、また同じ方々が役員を担っておられるという切実な話もいろいろな自治センターでも伺いをするところがございます。そうしたなかで、どういった方向性に導いていけばいいのかということ。これは施策の中でもいろいろお話出ておりますが、子育て世帯をしっかりと受け入れていくであったり、企画で持っております空き家バンク制度をしっかりと充実をさせていくなど、そういったところもございますが、地域に人を呼びこむ、交流人口の増加というのもひとつ大事な点ではないかなというふうに考えております。こうしたところで地域の魅力をしっかりと発信していただくことで、その地域がまた賑わいを取り戻すというようなこともございますので、そういったところにもしっかりとできることを町としてしっかりとお手伝いさせていただければと考えております。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） これから、毎月行っておられるんだと思うんですが、センター長会議等でしっかり声を聞いていただいて、担当課としてしっかりとした施策が展開できるようにお願いしたいと思います。

次に移ります。（5）コロナ禍で行事を再開される上での課題等についてがありましたらお聞かせください。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） それでは11番 山田睦浩議員の5点目でございます。

「コロナ禍で行事を再開される上での課題等は」についてお答えをいたします。これは午前中の答弁とも少し重複をいたしますが、2年余り、コロナが始まって3年でございますが、2年余のブランクにより、地域のコミュニティ活動というものに対する意欲の低下が課題というふうに考えております。これは先程からも申し上げましたが、今までやっていた行事を復活させるというパワー、またそれを担っていく役員の方の人材という面でございます。まずは活動を少しでもコロナ前に近づけることを最優先に進めてもらえるよう、町としてもしっかりと支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 最後の町としても支援をしてまいりますとありましたが、どのような支援を考えておられますか。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えをいたします。町としてできる支援というのはですね、行事の復活のお手伝いというわけにはなかなかいきませんので、そういった地域よってのサポートということで、具体的にはどういったことがあるかと言え、なかなか難しいんですが、その地域によつてそれぞれ課題等もございますし、やられる地域活動の内容によつてもさまざまでございます。そういったところも先程議員のほうからもご指摘いただきましたように、自治センター会議等でしっかりと意見を集約をして、町でできることをしっかりとやってい

くというところでございます。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） それでは最後6番目に入ります。令和4年度集会所（コミュニティ施設）に関する実態調査の目的についてお伺いいたします。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） 11番 山田睦浩議員の6点目でございます。「令和4年度集会所（コミュニティ施設）に関する実態調査の目的は」についてお答えをさせていただきます。この調査は令和4年第1回総務文教常任委員会の所管事務調査におきまして「地域の集会所の状況について」という調査項目をいただきました。町といたしましても、まずは住民自治組織の貴重な財産であります各地域の集会所の利用実態等を幅広く把握をし、今後の集会所のあり方について検討する資料とさせていただくことを目的としているものでございます。併せて、集会所の整備事業の補助金もございますので、こういったことも併せて周知を含んでおるものでございます。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） この実態調査、比較的集会所等を管理されている方というのはご承知のように年配の方が多いのかなというふうに思っております。非常にわかりにくいというような、アンケート自体がわかりにくいと。ここで答えたら次の何ページのここに進んでくださいと。わけがわからんようになるんじゃないということを聞いておるところでございますが、なかにはこれをする事によって集会所を建ててくれるのかというふうなことを言っておられる方もおられたんで、最終ページ、自由記述欄がございますが、そこに思いの丈を書いただければ良いのかなというふうに思っておりますというふうなことを言ったんですが、特に皆さんが知らなかったのが、集会所に関する施設整備の補助金、これは本当に周知がいつてないのが今回のいろいろわかったので、これがあるんなら、あそこをなおすのを言えば良かったというような声もあったんです、この補助金については限度どれくらいなのか。どこまでの範囲の施設整備に関

するものなのか。ちょっと詳しく教えてください。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 周知ができてないこと大変申し訳ございませんでした。それを合わせてコミュニティ施設の実態調査でございますが、こちらにつきましては、地域の方も集会所の底地、建物がどなたの所有かというのがなかなか把握できてない部分がございますので、そういったところをですね、町のほうでしっかりと併せて地域の方へもしっかり認識いただいて、それを今後どうしていきたいかというところを併せてアンケート調査させていただくものでございます。アンケート調査もわかりにくくて申し訳ございません。

先程のコミュニティ施設整備の補助金でございますが、集会所施設の整備で30万円以上の事業費を要する新築、増改築、改修について2分の1で上限が80万円まで。

次に運動広場の整備で10万円以上の事業費を要する造成整備。これにつきましても2分の1の額でございますが、1施設について30万円が限度額でございます。

3点目で駐車場の整備で5万円以上の事業費を要する造成及び舗装の費用。こちらにつきましては、駐車場の場合は3分の2の額でございますが、上限が20万円までという形でございます。

あと10万円以上の事業費を要する集会施設の飲用水の経費、ボーリングの掘削等は除くんですけども、飲用水の施設整備につきましても、3分の2で上限が20万円まで補助が出ることとなっております。先程議員からご指摘いただきましたように、なかなか知らないということがいろいろとありますので、こういったこともしっかりとその地域の自治センター中心にですね、周知に努めてまいります。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） よくわかりました。今回人口減少により今後自治会や振興会の活動のあり方を地域とともに考えなければならない時期は来るものと考えておりますということでございましたが、もうこの時期は来ておると私は考

えております。しっかりと今のままでよいのか、これから方向転換していくのか、しっかりと考えていただきたいということをお願いして、今回の質問を終わらせていただきます。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。この地域の自治振興の問題というのは、議会のほうでもかなり真剣にですね、いろいろとご議論いただいているところがございます。執行していく側といたしましても重く受け止めているところがございます。やはり先程申し上げましたが、地域の課題というものをしっかりと聞き漏らさないというような形でしっかりと情報収集をしながら、この地域の維持存続に資する形で行政としてしっかりと役割を果たしていきたいと思っております。

○議長（米重典子） 以上で、11番 山田睦浩議員 の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は2時40分といたします。

休 憩 1 4 時 2 5 分

再 開 1 4 時 4 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に 「人口減少対策の現状は」 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） はい、5番。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） それでは議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき発言させていただきます。

人口減少対策の現状は。質問の要旨として、町の活性化を図るためには、人口減少を抑える事が最重要課題であると考えております。

昨年も、移住定住に関する質問をさせていただきましたが、今回は全般的な目標達成状況と、前回質問したことに対する検討状況を確認させていただきたい

と思います。

世羅町第2次長期総合計画の「人口ビジョン」では、国立社会保障・人口問題研究所推計人口における、世羅町将来展望グラフにおいて、令和42年には現在の人口約1万5000人が6,300人程度まで減少すると予測されています。そこで町ではさまざまに対策を図られておられますが、人口を9,500人程度まで減少を圧縮するという目標を示されています。そこでお伺いいたします。

第2次長期総合計画も今年度で7年が経過しようとしています。令和42年度までに人口減少数を約3,200人圧縮する計画でございますが、現在までの目標値と実績及び課題についてお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 5番 向谷伸二議員の人口減少対策の現状についてのご質問にお答えさせていただきます。

この人口減少の課題については全国的な最重要課題となっており、さまざまな地域でさまざまな取組みも行われております。町においてもですね、先程来ご質問いただくような移住定住の策であったり、子育て支援施策等々いろいろ考えておりますけれども、なかなかこの減少の歯止めというのは難しい部分がございます。

まず1点目にご質問いただきました「人口減少数の圧縮」という問題でございます。世羅町人口ビジョンにおきましては、先程ありましたように令和42年の人口を9,500人確保することとしてございます。5年ごとの人口数も示させていただいておるところでございます。長期総合計画の最終年度となります令和7年度の人口数は1万3974人でございますが、令和2年度の人口数は1万5079人としております。

世羅町の人口は、令和2年度国勢調査人口は1万5125人ございまして、推計値の人口よりも実績は多い状況でございます。しかしながら、令和7年度の数値を達成しようとするすると年間の人口減少数を平均230人程度に抑えていかなくてはならないと考えてございます。このことから、総合戦略により取組みを進めていく中で、特に転出超過を抑制していく必要があると考えておるところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）はい、5番。ただいま説明いただきましたが、現在は推計値よりも多い状況というご発言でしたが、現実問題、もともとの推計と今回出されているものはほぼほぼ一緒の状態で圧縮するというような状況の数字の出し方ではなかったと思いますので、実際には40人程度位しか圧縮できていないというのが実情だというふうに思います。このご回答にも書いてありますが、今後平均230人程度抑えていかななくてはいけないということ。これ、たいへん厳しい数字だと思いますが、その辺達成が本当にできるのでしょうか。お伺いいたします。

○企画課長（升行真路）議長。

○議長（米重典子）企画課長。

○企画課長（升行真路）お答えいたします。議員ご指摘ありましたように、確かに人口減少平均230人程度抑えていくというのはかなり厳しいところでございます。そうしたなかでしっかりと総合戦略等の施策を中心に転出超過等抑制していく必要があるということでございます。230人抑えて平均でこれ以内に抑えていかなければならないというところでございますので、しっかりと総合戦略に基づいて人口ビジョンに基づいた数値にできるだけですね、目標達成ができるような形で進めていければと考えておるところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）転出超過の抑制が重要というふうなことをおっしゃられましたが、それに関する何か施策はございますか。

○町長（奥田正和）はい、議長。

○議長（米重典子）町長。

○町長（奥田正和）私のほうでお答えします。先程来質問ありましたけれども、いわゆる今、世羅町で連坦地域にお住まいの方はアパートとか、そういったところにお住まいの方で、実際居を構えていただいたとしてもまた移転されるというような状況あります。できれば宅地化のところ、自らの住まいを持っていただく。そんな施策が夜の人口を増やしていくというところにつながるのではな

いかというのを少しお話しもさせていただきました。できればここに住み、子育てをし、居を構えていただくなかで通勤いただくといった方策がまずはそれしかないかなというふうな私の考えでもあります。若い方の高校を出てからのどうしても町外へ出て行かれる方がいます。一時的には転出はありますけれども、やはりUターンという施策において、転出超過をできるだけ縮めていきたいと思っております。今後少子化というなかで、なかなか世羅町で出産いただく方もかなり少なくなっております。この数値については、かなり一時はですね、1.78あったものがですね、1.4という形になっている状況もございます。そういった産み育てやすい地域づくりもまずは必要かと思えます。とにかくですね、世羅町、ふるさと世羅でですね、お住まいいただくようなふるさととしてしっかりと世羅町へ住みたいと思っております。よろしくお願いいたします。政策づくりが必要であると考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）確かにいろいろな方策、施策をやっていかないと現実的には非常に厳しい数字。もっと先の令和12年度、あるいは22年度あたりの5年推計で考えても450名程度、5年間で圧縮ということは大体年平均で80人から90人くらいは毎年それを創出していかなければならないということですね。継続しなければそれにいかないということですよ。ということはそれなりの施策がないと絶対無理だというふうに思うんですよね。長期ビジョン、長期ビジョンと言われますけど、それでできるのであれば簡単です。はっきり言って。できないから困っているんですよね、現実。ということはできないから困っているんだったら、できることを考えないといけないということになるんですよ。現実的には。だからそこを考えましょうという話です。計画だけでできるのであれば全国どこでもできますよ。国の指針でしょ、これ。はっきり言って。教科書でやっているわけですから。それでできないからなんか考えましょということ。一番の問題は仕事じゃないですか。仕事がないということ。そこが非常に問題だと思うので、だからそれは仕事を町で作るという考えが私は必要だというふうに思います。町でどうやって作るか。その辺に関しては、また後の違う項目で出させてもらおうと思うので、この程度で終わりますけど、さっきも少し同僚議員

の質問のなかで、住民の意見を聞いてというような発言がありましたけど、今、聞く段階ですかという話ですよ。それはもう過ぎているでしょ。もう聞いて次の段階でしょと。今5年ですよ。今、種まきの時期じゃないですか。ということは今から先のことを考えて今、下地を作っている時期ですよ。そのときに、今から意見を聞いてというような話しができることはおかしいですよ。ずれてますよ。同僚議員も盛んに人口減少のことを言ってますけど、返答、少しずれていると私は感じています。

次に行きます。

○議長（米重典子） （2）を読み上げてください。

○5番（向谷伸二） はい。移住定住施策による、今年度までの増加目標と実績及び課題について。

ア移住定住施策による、今年度までの増加目標と実績及び課題は。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは5番 向谷議員の（2）のア、移住定住施策による、今年度までの増加目標と実績及び課題はについてお答えいたします。

まずアの移住定住施策による、今年度までの増加目標と課題でございますが、第2次長期総合計画で掲げております目標値で申し上げますと、空き家バンク新規物件登録件数は、令和3年度目標31件に対し実績18件、58%。空き家バンクの成立件数は令和3年度目標12件に対し実績10件、83%。移住相談件数は令和3年度目標204件に対し、実績180件、88%でございます。移住定住施策におきましても、現地を見てもらうことができないといった新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、実績が伸び悩みました。課題といたしましては、コロナ禍による移住定住支援のあり方と考えており、オンライン等を活用した相談対応等を積極的に取り入れているところでございます。

○5番（向谷伸二） 議長。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） オンライン等活用した相談対応ということに関しての実績というか、そういったところはどうかでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えいたします。オンライン、これは電話等も含めますので、相談件数はほぼ電話対応のみ、180件のうち179件が電話です。ですから対面でない相談件数ということでございます。残りの1件につきましては定住相談会、これは東京のほうへ赴いた相談件数の1件でございます。合計で180件でございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 今後伸ばされるという考え方でしょうか。

▼【企画課長：「はい。」】

○5番（向谷伸二） はい。移住定住政策で全体の圧縮するという、いろんな部署があると思うんですけど、移住定住としてはそのなかの何%くらい受け持たれているんですか。圧縮の。

○議長（米重典子） 質問の内容をもう一度お願いします。

○5番（向谷伸二） もう1回、はい。いわゆる数字が決まっているじゃないですか。9,500人。それで何年度には何人、圧縮をこれだけしていこうと。そのなかでいわゆるメインとなるものが移住定住なのか、あるいは子育ての部門なのか。いろいろとあると思うんですけど、そのなかで移住定住は何%くらい比率をお持ちなんですかとお聞きしたんです。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） ご質問にお答えいたします。定住に関して圧縮の度合いがこの施策では何%というのは持ち合わせておりません。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） じゃあ、計画を立てたときにどこの部分でどのくらい圧縮していこうという計画はできてないということですか。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えをいたします。先程議員のほうから要旨のなか

でこの人口ビジョンの推計を出されたところで世羅町が何人圧縮をしていくということで、6,300人まで減る人数を9,500人で留めたいというようなところでございますが、この計画につきましては、自然減であったり、先程からも出ております転出を抑制していくといったようなところ。これを年度別に振り分けて、この人口の減少というものを抑えていくという計画で試算しているものでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） どういうふうな形でそれを計画されたのかよくわからないんですけど、普通積み上げ方式と、逆算方式があると思うんですけど、普通逆算で言えば、たとえば40年を目標にするんだったら、その10年前にはこれ位の形には持っていきたい。そのもう10年前にはこれくらいの形。その一番基になるとときにはこういった形のものを政策として、それを積み上げていく。いわゆる逆算でいかないと、積み上げだったらこれくらいしかできませんでした。じゃあ、次はどうしましょうかという話ですよ。それじゃあ、はっきり言って計画できない。上からいかないと。ということは今の段階は種まきの時期ですから、長期のために長期の政策のための今この位置づけで何をするかという計画でないところにはいけないんです。ここに行ったときに次に何をしようかという話では絶対計画なんかいけませんから。反対なんですよ。上からいかないと逆算で。それができてないんじゃないかなと。だから5年経ったら次何しましょうか、5年経ったら次何しましょうか。これだったら20年後の計画絶対できません。その辺は少し考えをもう少し検討されたほうがいいんじゃないかなというふうには思ってます。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） 議員ご指摘いただきましたように、逆算で上から返っていくというやり方も、それもあるかと思いますが、計画に基づいて、たとえば5年後の計画でまた見直しを実施をしていきます。そのなかで成果と課題というのは確実に見えてきます。ですからこのたびの総合計画についても第1次、第2次、第3次、第4次と続いていくと思いますが、こうした5年ごとの経過の

中で計画の達成状況、そういったものをしっかり認識をして、それを分析、検討した結果、そのなかで課題が何だったか。次はここをこういうふうにしていかないといけないというような形で進めていくことが現状ではないかというふうに考えておりますので、引き続き政策を展開していくなかで、その現状と課題というものをしっかりと分析をして、次につなげていくことを進めてまいりたいと思います。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）もうひと言だけ言わせてください。この目標がないのに、それはできないですよ、はっきり言って。達成しません。だからそれはもう一度よく考えていただきたいなと思います。

次に、以前の一般質問に対するご検討についてでございます。仕事情報の掲載についての検討状況はどうでしょうか。

○企画課長（升行真路）議長。

○議長（米重典子）企画課長。

○企画課長（升行真路）続きますして、大きいイの（ア）でございます。仕事情報の掲載についての検討状況はどうかについてお答えいたします。

世羅町への移住を検討される方の多くは、空き家バンクの物件情報を見られて相談された方、または東京や大阪における移住フェアで相談対応をさせていただいた方でございます。空き家バンクの相談者は世羅町内や近隣の市町にお勤めの方、または世羅町で新たに農業に従事したい方が多く、移住フェアの相談者は自身の経験を活かした仕事、農業関係の仕事と明確な思いを持っておられることが多い状況でございます。相談者とのやりとりを通じ、ニーズを把握、これに対しきめ細かく対応をさせていただいているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）では次、（イ）空き家バンクの物件掘り起しで自治センターとの連携はどうなっているのか、お伺いします。

○企画課長（升行真路）議長。

○議長（米重典子）企画課長。

○企画課長（升行真路） 次に（イ）でございます。空き家バンクの物件掘り起しで自治センターとの連携についてお答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊員を中心に、自治センターを訪問し空き家情報をお聞きしたり、自治センターだよりも空き家バンクの制度の紹介や利用者のコメントを掲載してもらうなど、取組みを進めておるところでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 自治センターで何件くらいの情報を受け取り、契約に結び付いたことはありますか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。詳細な数字は持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。ただ先程の掘り起しと自治センターの連携ということでご質問いただいておりますが、先程も少し触れさせていただきましたが、自治センターを中心にですね、地域を紹介していただいて、終活セミナーというのを今年度4回、3月にもう1回開催を予定しております。本年度計5回を予定しておるんですが、既に4回を経過をしております、現在のところ60名程度の方がこの4回のセミナーで参加をいただいておりますね、この空き家バンク制度と趣旨の流れであったり、家族の方で話し合うポイント等をですね、一緒に終活セミナーのほうでお話をさせていただいております。自治センターのほうと通じてですね、いろいろとやらせていただいております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 次の番号が出ましたので、終活に関して今出ましたので、是非これを継続していただいておりますね、掘り起しにしっかり繋げていただきたいというふうに思います。

○議長（米重典子） 今の答弁はウのところの答弁でいいんですか。

○5番（向谷伸二） いいです。いいです。エで。専用ホームページ内の物件詳細情報の内容の検討はどうでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 申し訳ございませんでした。最後に（エ）専用ホームページ内の物件詳細情報の内容の検討状況についてお答えをさせていただきます。

移住専用サイト「世羅の暮らし手」の空き家バンク物件詳細情報は、フォーマットが決まっているため変更ができていない状況ではございます。併せて世羅町ホームページ内の空き家バンクの物件詳細情報、こちらにつきましては、外観写真を増やし、平面図を見やすくするなどの変更をしております。今後の対応といたしましては、記事の更新等見やすくわかりやすいホームページの運営に努めてまいりたいと考えているところでございますが、令和5年度に入りまして、今後、今申し上げました世羅の暮らし手のほうを充実させていくということで、9月の定例会です、山田議員のご質問のなかで、町のホームページのほうに集中をしていくというご答弁させていただいたんですが、あれからいろいろ課内で話をしまして、この世羅の暮らし手がかなり写真等が多く使われておりまして、かなり充実をして見やすいページになっております。これは業者のほうで管理をお願いしておりますので、更新に時間がかかる関係があるんですけど、5年度以降、こちらの暮らし手の専用のホームページのほうをもっと充実をさせていったほうがいいんじゃないかということで話をしておりますので、9月の山田議員の答弁では町のホームページのほうへ集約をしていくというお話をさせていただいたんですが、せっかくある世羅の暮らし手の専用のホームページがございますので、こちらをしっかりと充実をさせていこうと考えているところでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 是非他市町のホームページ等も研究していただいて、更に本当に見やすいホームページの内容に変えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

では次に、（3）の就業支援施策による、今年度までの増加目標と実績及び課題についてお伺ひいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 3点目の「就業支援施策による、今年度までの増加目標と実績及び課題は」のご質問にお答えします。

世羅町商工会様などと連携し起業に係る創業支援等の経営支援を継続的に行っております。

創業に係る町第2次長期総合計画令和7年度の目標数値は創業支援者数10件、創業者数7件であり、令和3年度の実績値は創業支援者数26件、創業者数8件でございます。

潜在的創業希望者を掘り起こし、いかに創業開始につなげることができるかが課題でございます。商工会様と支援機関様と連携をし、目標を達成できるように努めてまいります。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 次の結婚・出産に関する今年度までの増加目標と実績及び課題についてお伺いします。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 5番 向谷伸二議員の（4）「結婚・出産に関する今年度までの増加目標と実績及び課題は」のご質問にお答えをいたします。

世羅町第2次長期総合計画（後期基本計画）では、令和7年度の合計特殊出生率の目標を1.88としております。この数字は、令和2年7月に国で公表されました平成25年から平成29年の平均の数字となっております。この1.88を維持していくことを目標設定としております。

一方本町が独自に算出した合計特殊出生率の実績では、令和元年度は1.41、令和2年度と令和3年度は1.2となっております。目標値の1.88より大きく下回っております。

近年、全国的に合計特殊出生率や出生数が減少している中、新型コロナウイルス感染症が更にこの傾向を強めていると推察いたします。この課題といたしましては、結婚・出産に対する若年層の価値観の多様化、未婚化・晩婚化が進行、また経済的な不安等が考えられます。

子育て支援課としましては、結婚、妊娠、出産から子育てまで充実した生活環境を提供するため、切れ目のない総合的な支援の提供や、住民同士が支え合う子育ての環境づくりに努めますとともに、子育て世帯の多様なニーズに対応し子育てしやすい環境整備を推進してまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）確かに結婚については、ご指摘のとおり価値観の多様化、未婚化・晩婚化及び経済的問題、さまざまに発生しております、すぐに解決できるような問題ではないと。これは私も認識しております。しかしながら子育て世代の方に、移住していただくというようなことはたいへん大きな可能性はあるのではないかとこのように思っています。世羅町は非常に子育て環境にはすぐれているというか、優遇されているという話は、よく私も聞きます。ただ、じゃあ、子育て世代がどんどんこの世羅の町に、たとえば移り住んでいただいているのか。そこら辺の状況はどうでしょうか。

○子育て支援課長（山名智並）議長。

○議長（米重典子）子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並）子育て世帯が世羅町にどんどん移住しておられるのかという質問にお答えいたします。

現在、詳しい世帯人数としては数字は今現在持っておりませんが、子育て包括支援センターへの、先程藤井議員からのご質問のなかでお伝えをしたところではありますが、相談件数は実際に転入者との繋がり、すべてが繋がっているとは思えませんが、相談件数は増えておりますので、どんどん増えている状況にはそういう感触は、どんどんというふうな数としては認識はしておりませんが、子育て世帯の方が転入して来られる世帯もあるのは把握をしております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）効果が出て、たとえば転出を抑えられているという部分はあるかもしれません。勿論ね。そういった効果があるかもしれませんが、どんどん来ていただけるようにするために、政策をしているわけですね。お金もつぎ込んでいるわけですね。それが費用対効果としてきちっと発揮されて

いるのかどうかというのは検証されるべきではないかなというふうに思います。たとえば、例えばは悪いんですけど、時給で1,000円が1,050円になった、1,100円になったから来てくださいといってもなかなか来てはもらえないかもしれない。だけど、1,000円が1,500円になったら、よし、行ってみようかと。これは例としてはあんまり良くないかもしれませんが。差の違いですよ。しっかりとした明確な差がないとなかなかインパクトがないというか、そういった部分もあると思うので、その辺も少し考慮されてはどうかなというふうには思っています。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 子育て世帯の転入もしくは転出について実際の町内の状況をですね、具体的な数字を把握いたしまして、更にいろいろな保護者またはご家庭からの相談等のなかでどういったことを求められているのかというところも併せて把握して、今後の施策に繋げていきたいと考えます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 衣食住で言うと、住のあたりが優遇されるとか、今、販売しかやってませんが、空き家なんかの賃貸とかいろんな活用方法も考えられたらどうかなというふうに思います。

次にいきます。子育て世代の移住を増やす上でもスポーツ環境を整えるのは重要と考えます。公共施設管理計画を進めつつ、県内及び県外からも利用を望まれるようなスポーツ体育館の建設を検討されてはいかがでしょうか。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 向谷議員ご質問の5点目でございます。子育て世代の移住を増やすためにスポーツ環境を整えるということは非常に重要なことである。ついては、スポーツ体育館（町民体育館）の新設を検討しては、このご質問にお答えいたします。

現在、本町のスポーツ施設としては、スポーツ広場や小学校屋外運動場における夜間照明設備、体育館、プール、テニスコートなどがございます。

それらのスポーツ施設につきましては、施設の老朽化や利用者の減少が進む中、適切な管理運営や整備を実施していくために、令和3年3月に「世羅町スポーツ施設個別施設計画」を策定し、計画的に設備の改修整備を進めているところでございます。

今後も、スポーツを通じた健康づくりや体力づくり、競技スポーツの振興の場といたしまして、多くの皆様方に活用していただけるよう、公共施設管理計画並びに個別施設計画を踏まえまして、関係団体や地域の意向も踏まえまして上では改修整備を行ってまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）施設の改修で対応するというご答弁でした。公共施設管理計画で30%削減すると。これはたいへん重要な問題でして、これは必ずやっていたくべきことだというふうには思っておりますけども、ではその後の計画というか、その後ははどのようなふうにご考えておられるのかなというふうなことを危惧しております。要は圧縮だけで終わるのか。その後どうするのか。実際に。その辺も将来像を描いておられるのかどうかをお尋ねいたします。

○社会教育課長（荻田静香）議長。

○議長（米重典子）社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香）スポーツ施設のほうを所管しておりますということでお答えをさせていただきます。

社会教育課のほうでは個別施設計画を策定しまして、それに基づいて、改修ですとか、先程申されましたように統廃合といった話をこれから進めていきたいということで考えておりましたんですが、この3年間、コロナ禍にありまして、スポーツ施設の利用状況というのがすごく落ち込みを見せております。正直なところを申しますと、手元にある数値が今、活用できる数値なのかどうかというところ、今後の復調の見通しが全く立ってないところがありますので、そういったところの数値を見ながら進めていかないとですね、コロナ前の数値でもって計画を強引に進めていくというのは非常に危険性が高いのではないかとこのように考えております。新設ということもあろうけれども、それ以前に基となるデータをもう少し積み上げていく必要が生じてきているという認識でおり

ます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）どっちが先かという話にもなるかとは思っています。利用者が増えてから、じゃあ、考えましょうというのと、そこにあるからスポーツをもっとしましようというのか。発想は違うと思います。世羅町には大きな大会を開催するような施設ありませんし、もし開催するとなれば各学校の体育館とか、そういったところを使わないと実際開催ができないという状況ですよ。これやっぱりスポーツをするという環境整っているとは思えないんですよ。ですから、子育て世代の転入を増やすというのは必要だと思うんですよ。そのうえで、子どもにとってスポーツは切っても切れない存在ですよ。それに対してどう向き合うのか。今、コロナがあったので利用者が少ないから考えないといけないですねというのが果たして本当なのか。将来はこういうふうに子ども達ができる環境を整えてあげたいとか、そのためには地域のそのほかの、たとえば活動が低下している施設は廃止するなり統合するなり、夢はあると思うんですよ、子ども達にとっても。子ども達が0になるわけではないので。いるわけですから、子どもは。減少はしますけどいるわけですから。その子達にどういった施設を提供してあげるかということも、やっぱり大人は考えてあげないといけないと思うんですよ。それはどうでしょうか。

○副町長（金廣隆徳）議長。

○議長（米重典子）副町長。

○副町長（金廣隆徳）5番 向谷伸二議員からのご質問に私よりお答えをさせていただきます。

社会体育施設に限らず、公共施設についても総量の削減というのはご指摘をいただいている通りでございます。多くの施設の総量削減に取り組んでいかなければならないなかで、利用目的に応じた統廃合等も視野に入れていく必要があると思います。しかしながら利用者、使ってくださる皆様方のニーズに沿った形でその活動を支え、また町の活気をずっと維持をしていかななくてはならないという課題も両立してくるところでもございます。まずは総量削減の推進という形で現在も進んでおりますけれども、そのためには長寿命化の推進と適正な管

理ということがひとつ必要な課題となってまいります。総量の削減の中で長寿命化を図りながらその総量を減らしていくとともに、町の中にはそれぞれの立地によっていろいろな特性を持ったグラウンドもございます。芝生化していただいているところもございますし、体育館についても大きさによって得意とする種目等も限られる。また種目によってはこの体育館、この施設が好ましいといったそれぞれの特色がございます。ご指摘をいただくなかで、総量の削減と長寿命化を合わせるなかで、やはり当面はこれを推進をしていく形になりますけれども、その全体像を各地域の各施設の特色を見るなかで、将来的にはその部分での老朽化が限界に達したときに、しっかりと皆様方のニーズに沿ったものをその部分で改築をしていくということも選択肢が必要になってくると受け止めております。議員ご質問、ご指摘いただくなかで現在の状況をしっかりと見定めたいという、施設の統合、そして長寿命化、その先に迫る改築の姿、町のなかでどういった利用目的に皆様方に特色を持った施設を提供していくかということとを並行して将来の視野に入れて考えていくべきと受け止めているところでもございます。現在、コロナ禍においてなかなか議論が難しいというところもありますけれども、ご意見としていただくところはしっかりと受け止めさせていただいて進めてまいりたいと存じます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）統廃合やら、長寿命化、これを否定するものではありません。同時にということです。同時に何らかのことは考えておいていただきたいなという思いです。

たとえばですね、他県ですけど、バレーボール専用の体育館を建てたところがあります。これもプロが使える体育館という形で造られた。そうしましたらその体育館を求めて県内外から合宿等に使いたいということで、たいへん賑わい、宿泊施設が増加し、飲食業が復活し、そういったような事例もあります。ですから考え方によっては、いろんな考え方がある。ただ造ったら損だというのではなくて、それを造ったことによって経済効果を上げるということもできるんですよ。現実には、だから検討してくださいと言っている。あるいはたとえばスポンサーを付けようとか。それはわからないですけども、そういった形ができるかもしれない。

いろいろ知恵を働かせていろいろ検討してみてもはどうですかというご提案です。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） ありがとうございます。知恵を働かせてということでございます。議員が今おっしゃったバレーボールの体育館、先般行ってきました。ちょうどクラブチームがありまして、全国大会で優勝されたチームのスポンサーがPFIで設置をされております。これはその町は土地を提供されたようでございます。そこには宿泊施設も同様にありまして、夕刻には子ども達はそこでバレーを、本格的な大会ができる場所ではありませんでした。練習ができる場所という特化をしたところで、かなり合宿がきたそうです。かなりプロに近い、ほぼプロというようなクラブチームですから、すごく町も活気を帯びておりました。でもそのスポーツのバレーを選んだ理由というのが、その企業の方がバレーのスポンサーであったということでもあります。何のご縁があるかわかりません。県内でもある大きな社がですね、体育館を造られたというところもあります。何らかの縁を探して歩く必要もあろうかと思えますし、世羅町では何が必要なのか、そういったところも含めてですね、今現状ある施設をどうリニューアルして、何箇所にも同じものがあってもという形ではなくて、集約していくという考え方も持っておりますので、そのなかで何かいいヒントが生まれ、そういったいいスポンサーとの交流が生まれればと思っております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） よろしくご検討のほどお願いいたします。

次にトータル的に推進するためにも、専門部署が必要ではないかについて伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） これは専門部署のこと、人事に関わることでありますので、私のほうからお答えをさせていただければと思います。

トータル的に進めたいというのは山々でございますけれども、これまでご質問いただいたなかの人口減少対策については、個別の課や部署ではなくて、すべ

での行政分野に関わることでございます。多くの対策や、広い分野での支援によりまして、即効性というのは求めず、ひた向きに進めていくということが要求される施策であると認識しております。平素からの業務連携と、俯瞰的な進捗状況の把握が必要でございます。

トータル的に進めていくための専門部署を設けるためには、各部署から人員を結集するということが必要となってまいります。現在世羅町見ていただくように、人員適正化計画 200 名をかなり切ってございまして、それぞれですね、今の人員規模では通常業務のほうだけでもかなり人員が必要であるという流れにもなってございます。

こういった待ったなしの課題に、組織全体で臨んでいくことは重要なことでございます。改めて関係課の連携と連動は極めて重要でありまして、私どもが今やっておりますのが課長級を中心といたしました企画調整会議というものを持ってございまして、そのなかにも機能を持たせることで、施策展開を行う場合にはその政策会議を設置するなかで、組織全体での疎通を持たせた業務推進を行っているところでございます。

懸念される課題に、横断的な体制を織り込み、引き続き、議員ご指摘の専門部署を設置しうるに値する展開を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○ 5 番（向谷伸二） （挙手）

○ 議長（米重典子） 5 番 向谷伸二議員。

○ 5 番（向谷伸二） 目標達成には各部署の明確な目標なり、具体的な対策なり、数値目標というのが必要になってくるとは思いますが、私がイメージしている専用部署というのは、各部署から人を集めるという意味ではなくて、司令塔的立場の部署という、いわゆる外部人材を活用してもいいですし、いわゆるそこがひとつのトップ的な形でできる場所があるのではないかなということの意味で質問させていただきました。

○ 町長（奥田正和） はい、議長。

○ 議長（米重典子） 町長。

○ 町長（奥田正和） わかりました。人を集めて課を作るというものではなくて、そういった専門的な方を招へいするべきではないかということだというふうに

捉えました。現在デジタル化のなかでもですね、DX戦略では県とさまざまな取組みを行うなかで、専門人材派遣というものも必要であろうということも謳われております。もう既に2つの市においては県からの派遣を受けられているようでございますが、少し高額な費用もかかってくる状況にはございます。現状ではですね、そういったところの部署を作るのではなく、現在いる担当においてですね、そういったところと連携を持たせていただくような、横断的な市町の連携のなかでデジタルも進めようとしてはいますけれども、現状何をするかによってですね、先程来ありますようにその専門部署をしっかりと作っていくというのは必要であろうかと思えます。現状今、商工観光の課でやっているのは今後の観光振興、インバウンドに対応するべく、農協観光と協定を結びまして、そういう職員を配置いただいております。こういった専門部署、トータルの人口減少に関わっていく、そういう専門部署というところであれば、では何をするかというところをですね、しっかり人材を求めてそういったところを配置するというのは将来的には必要であると考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）要は、たとえば課長さんにお願ひしますと言っても、ほかに仕事もあるわけですよ。だからなかなかじゃあ、人口減少だけに集中するというのはなかなか難しいわけですよ。だからそれだけ考える人をやはりそこに付けるべきではないですかという意味もあります。意味が通じましたか。通じませんでしたか。なかなかね、業務がそのほか皆さん、課長さんお持ちですから、なかなか人口減少対策だけというわけにいかないじゃないですか。やはりそれだけのための人というのがいるべきではないかなという意味です。それはそれで結構です。次の項目にいけます。

○議長（米重典子）今のことに對しては。

○5番（向谷伸二）いいです。

○町長（奥田正和）答えさせていただきます。

○議長（米重典子）町長。

○町長（奥田正和）では、お答えをさせていただければと思います。確かにですね、定住施策等々、人口減に関しては、多岐にわたる担当課において行ってま

すが、所掌するのは企画課でございまして、企画における戦略の中にはさまざまな意見を聞く場所、たとえばですね、町民の皆様、若い方に集まっていただき、担当係長も含めて、結構大きな人数でそういった戦略の検証等もしています。そこで出てきた意見というのはかなり担当課において中で揉んではくれておりまして、それも政策として挙がってくるという流れになってます。人口減少に特化してですね、やるとすれば、やはりどの分野をきちっと進めていくかという選択の部分は私ども執行部のなかでも政策として、私の戦略を作っていく必要があるかと思えます。そういったところですね、担当課を動かすのは、職員の代表である副町長であり、私が政策をしっかりと打ち立てる必要があるかと思えますので、そういったところをしっかりと進めていければと考えておりますし、その進捗具合についてもですね、政策会議のなかで取組んでまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） 次に 「循環型農業のための堆肥作りは」 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） はい。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 肥料高騰が問題視され、有機堆肥が見直されている状況です。全国の自治体でも、汚泥を活用した堆肥作りや、家畜し尿を活用した堆肥作りが盛んに行われつつあります。町にある美化センターでは、処理及び維持管理に年間数千万程度費用がかかっていると聞いております。家畜し尿に関しては、長年の公害問題も発生している。更に国からも有機栽培の割合を大きくするというような発表もございました。

この様なさまざまな点を考慮しても、町全体としての堆肥作りを取組んではとありますが、町のお考えをお伺いいたします。

（1）として耕畜連携循環型農業及び公害問題の解決策として、汚泥や家畜し尿を活用した堆肥作りを進めてみてはいかがでしょうか。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 向谷議員の2問目でございます循環型農業のための堆肥

作りについてのご質問をいただいたところでございます。

現在肥料等々の高騰に伴い、先般全農関係の状況を聞いてみますと肥料高騰約4割程度、1.4倍になっていると。そのなかで国の施策としてはその内の9割のなかの7割部分においてそういった施策に協力したところに対しての交付金を考えているというような情報も耳にしたところでございまして、まだはっきりした、確定したものは私もいただいておりませんが、そういった肥料などを販売されているJA関係者から聞いた話でございまして、なかなかそこら辺がどうなっていくのか不安視をしているところです。しかしながら今、全国的に堆肥という部分はですね、需要が見込まれております。さまざまな畜産農家等から出たものをですね、これまでもさまざまな堆肥づくりということで、ご提案いただく者もたくさんいらっしゃいます。現状では北海道のほうで堆肥が足りないということで、全国各地から、特に西日本からですね、堆肥を北海道へ運んでいるというようなのを聞かせていただいたところでございまして、世羅町内でもちょっとそういった堆肥については、今後必要であるということをおっしゃっていただきました。私もちょっとびっくりしたんですけども、今後園芸作物等々されている、特に西大田のグリーンファーム等についてもですね、そういった戦略を考えていただけるということで嬉しく思いますし、堆肥を使った作物については、すごくすばらしい、食味もいいですし、成長にも土づくりといったところですね、かなり寄与できるものでございます。そういったところを町としてもしっかり必要であろうかということでそういった場所を作るというよりもですね、そういった堆肥づくりに関してさまざまな地域との連携を持ちながら、特に今、課題になっております公害問題、こういったところが解決できる方策と併せてですね、進めていければと思っているところでございます。

答弁書のなかで少しかい摘んで言わせていただきますけれども、このコロナ禍や不安定な国際情勢による化学肥料の高騰に対応することはもとより、昨年の5月に国が示しましたみどりの食料システムの戦略の中では、持続可能な農業を目指すためには、有機堆肥の利用や、耕畜連携による循環型農業の構築は、町としましても、今後重要な取組みの一つと考えておるところでございます。

現在、耕種農家や畜産農家、関係機関による協議の場づくりを進めているところでございまして、この中で、こういった取組みができるのか、今後検討し、こ

これは前向きにさまざまな堆肥という部分についてはですね、考えていければと思っております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 私が調べた中の一例ではございますが、九州のほうでは下水汚泥を利用した汚泥堆肥化事業というのを平成21年に稼働され、日量30t処理されておられます。できた堆肥は、その自治体が元請けでありまして、自治体が10キロあたり20円で地元の農家に販売されてます。1t2,000円という単価でございます。たとえば田んぼに反当400キロを投入するとしたら800円、200キロなら400円というような単価になると。現在、肥料高騰に苦しむ小さな農家さんも多数おられます。大規模な法人さんもおられますし、今、国の政策もいろいろあるとは思いますが、ほんとに小さな農家さんまですべて行き届くのかどうかというところは多少疑問も私は持っております。そういった小さな農家からすべて堆肥を町全体として資源である堆肥を、堆肥というか、し尿であるとか、汚泥であるとか、そういったものを堆肥に変える、有効物に変える。それを町内すべてのたとえば農家さんなり、いわゆる米農家なり、野菜農家なりに安く販売して、経費を下げるといような効果、要するに町としてもし尿を活用できる。そのし尿を今度は農家が、地元の人が恩恵を受ける。更に作物が食味が上がるというような、循環型に持っていければ非常に有効な施策ではないかなというふうに考えております。先程もありましたように環境問題にも影響が出てくるというか、寄与してくるのではないかなというふうにも考えておりますので、是非前向きに検討していただきたいというふうに思っております。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。議員ご質問いただきました耕畜連携によるですね、循環型の農業。そのなかでいわゆる有機堆肥を使ったですね、農業のあり方。そしてですね、そのなかへですね、町でも発生しております下水等の汚泥を堆肥にしてですね、それを農家へ利用していくという方法。こういったご提案も含めたご質問だったのではないかとこのように捉えております。有機型の農業、これまさに先程の町長の答弁にもありましたように、現在既に今

後の計画をされて、大きくやっつけていこうとされている農業者さん。また現在もう既にですね、鶏ふん等実際使われてですね、そういった耕畜連携も進められている農家もあるというふうには認識してですね、今後更に広がっていくことを期待しているところでございます。

そういったなかで、産業振興課としては今年度国が出しております、国が出したのは昨年でございますが、答弁にもありましたがみどりの食料戦略というのが先程議員の国の大きな有機を使った農業の推進というところだと思います。これに基づきましてですね、そういった耕種農家さん、それから畜産農家、JA、それから県の関係期間、そういったところとですね、そういった協議ができる場をですね、協議会のような形のものができればというふうに考えて、何度か集まってですね、話しを進めているところでございます。そういった協議の場を作っただけでですね、そのなかで先程ご指摘いただきましたこういった堆肥を利用していくのか。産業振興課としてはですね、基本的にはまず構築連携ということですね、畜産堆肥を中心にまずはしっかり進めていきたいというふうには考えておるところでございます。

今、初めて提案いただきましたそれ以外の汚泥、こういったものにつきましてはですね、担当課等も別の部署もございますので、そういったところともまた今後話をするなかでですね、すぐ活用できるものなのか、また実際はどういったものなのか。そういったところもしっかり研究しながらですね、その先へ進めるものがあれば、進めてまいりたいと考えているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）次の質問で、堆肥作りに竹や落ち葉など山林資源を活用し、町全体で資源循環システムを構築してみたいかでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹）議長。

○議長（米重典子）産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹）それでは2点目「堆肥作りに竹や落ち葉など山林資源を活用し、町全体で資源循環システムを構築しては」についてお答えいたします。

1点目の町長答弁の中でも触れられました、みどりの食料システム戦略にお

きまして、今後、全国でさまざまな取組みが行われてくるものと考えております。そうした取組み事例をですね、積極的に取入れながらですね、また、関係者の、先程の関係者の協議の場を持つなかで、有効的に利用できる資源、活用方法について検討してまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）堆肥作りのなかで、家畜し尿という位置づけでご返答いただきましたけど、そういったもののなかにも、たとえば落ち葉であるとか、山林の小枝程度くらいまでだったら一緒に堆肥として活用できますよというようなこともあるというふうにお聞きしました。詳しくはないんですけど、そういうこともできるんですよというのもお聞きしたことがあります。ということであれば、たとえば落ち葉を取る、これたいへんな作業ですが、いわゆるそれがお金に変わる可能性もあるということですよね。山はお金だという考えでいけば、落ち葉も、竹も全部お金に変わるんだということであれば、ほんとの資源の全体的な循環型として利用できるのではないかというふうに考えております。当然、人が山に入ることを進めるということです。人が山に入れば当然、獣害関係にも影響を及ぼしますし、美観的にも良くなりますから、観光という面でも影響が出てきます。さまざまに関連づけて考えればいろいろなメリットも出てくるのではないかなど。総合的に考えてみていただきたいというふうに思っております。竹も堆肥として使う部分もありますけど、たとえば、今は竹パウダーというのは非常に有名ですよ。作物に対してもいいと。田んぼでもいいしということで、たとえば先程ちょっと言いましたけど、地元で産業を起こしたらどうかというのは、ほんとにたとえば、ここが、世羅が農業の町であれば、農業に関するものは地元で作ればいいということです。考えとして。竹パウダーをじゃあ、作る。じゃあ、作ってくださる方がいたら、補助を出して、きっちりそこが外販できるようなレベルまで竹パウダーを作ればいいということです。そうすればそこに仕事も生まれるんです。耕畜連携につなげていけるんですよ。だから何でもそうなんですけど、たとえば、イノシシ被害がある。イノシシ対策のものを、たとえばワイヤメッシュをもっと加工してなんか新しいものができるか。それをたとえば町内の業者の人に開発してほし

いと。開発したら、地元には安く提供して、要するに売ったらいいと。いろいろ農業に関する事で何か事業が起こせないか考えていただきたいんですよ。どっかに糸口があるはずです。回る。そういったことも是非検討していただけたらなということをお願いをして私の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議員おっしゃられますような森林資源を活用して、一緒に堆肥化というところで進めてはどうかということでございます。これまでもチップー等購入しですね、森林組合、また梨農園等においてはそういった剪定された木をですね、チップーとして堆肥化というようなところも取組まれております。

私も同様の考えでございまして、やはり道沿いにある支障木であったり、また地域で集められた落ち葉等々をですね、そういったものを活用して堆肥と混ぜて必要な堆肥を1年分くらいその地域でその作物にあった成分検査をしながらやっていくということは必要であろうと思います。私の家の近くでもそういう事業されておまして、実は畜産協会のほうで建築されたんですけども、これについては、かなり落ち葉等、そういったものも入れて成分をしっかりと表示されて販売されております。ただその代わり単価が高いという状況にはなりません。それだけの手をかけますので。それと場所をとります。堆肥だけでしたらまだいいんですけど、やはりそういった材を入れることによって面積が倍になるというふうに畜産農家で言われて、うちでもやりたいんですけど場所がないんだというようなことも先般聞かせていただきました。そういうやる場所とやはり攪拌していかなくてはいけないというところがひとつネックになりまして、そういったところをですね、どういうふうに地域の環境とも関わってくることでございますので、そういったところができる場所があつてですね、そういった地域でたとえばひとつの法人とか、何個かの法人が連携をされて堆肥化を求められるというところもある場合もあります。なかなか作って待っても売れないんです。JAがスーパーコンやられてましたけれども、これもなかなか需要あつてもですね、そういった経費が、収入以上に経費がかかっていたというような状況等も出てまいってはですね、継続性がないものになってきます。

世羅に必要な成分をきちっとみてですね、その作物にあったものをですね、しっかり取組む。なおかつそういう竹とか材を入れると微生物がきちっとそのなかで動きやすくなりますので、そういった専門的知識も必要になってまいります。そこら辺との兼ね合いもありますので、土づくりという観点ではですね、そういった耕畜連携、またし尿に関して言えばですね、私も昔、北陸のほうを調べたことございまして、やはり人間のが入るとなかなか嫌がる。買われる方ですね、それをやっぱり嫌がられるというようなこともあったらしいです。だけど何年かかけて成分をきちっと示してですね、下水汚泥もそうだったんですよね。そういったところを示していくと、ある料亭の人がですね、これがいいというふうにわかってくれたということで、キャベツ1個500円の話し、昔、したことあるんですけど、そういったものへ繋がっていったという、ほんと年数がかかったそうです。ですからそこまで本気で頑張っていく必要もある場合もございまして。ですからそういったまずは課長申し上げましたように、耕畜連携のなかで畜産農家とそういった土づくりの園芸農家とがしっかり結びついていけるようにですね、仕組みを作っていければと考えております。

○議長（米重典子） 以上で5番 向谷伸二議員 の一般質問を終わります。

次に 「新型コロナ第8波への対応は」 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） だいぶ時間が経過をしておりますので、答弁は短めにやっておいていただくようお願いをして、3点の質問をさせていただきます。代り映えがしない質問で申し訳ありませんが、新型コロナ8波が心配をされておる中で、町としてもこれまでどおりの対応ではなくて、今後より一層いろんな意味での対応が求められておると思います。

県内の感染は50万人を超えて、6人に1人がコロナにかかったような状況のようであります。こうしたなかで特にオミクロン株へのワクチンが進められておりますが、次々と新しい型のコロナができるというか、発生をするという状況のなかで、感染力が死亡率等はいくぶん下がっているようではありますが、感染力強いと言われる状況もあるし、新しい型にどの程度効くかという不安も

ある状況であります。こうしたワクチン接種が急がれるのではないかと
思うところであります。主に4点についてお尋ねをしたいと思います
が、(1)では町としてこれまでいろいろと対応をされてきたわけ
ですが、世羅町だけがクラスターが出ておるといことではあり
ませんが、なかなか難しい課題ではあるとしてもですね、こ
うしたことに對してきちんとした指導と言いますか、対応が
必要ではないかと思うところであります。これらについてお尋
ねいたします。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 4番 矢山 武議員の新型コロナ第8波への
対応についてのご質問にお答えをさせていただきます。

この対応につきましては、なかなか変異株が出るなかでですね、
町もその対応には苦慮しております。またクラスター等もですね、
どういうふうな発生要因なのかというところまではわかりませ
んけれども、やはり人との交流等々がある場合においてはです
ね、どうしても感染しやすいところがあるのではないかと
思います。高齢者施設等におけるクラスターは施設一生懸命い
ろいろと取り組みいただきますが、重篤化しないということが
まず一番に考えられるところでございますので、今後ともそ
ういった対策についてはですね、どうぞよろしくお願
いしたいと思っております。

ワクチン接種の推進について重要な取り組みの1つとされて
おりますが、オミクロン株対応ワクチンの接種を10月3日
から開始してございます。このほかでは、小児への追加接
種、生後6か月から4歳までの乳幼児への接種など、町内
医療機関の御協力のもと、ワクチン接種体制を確保し接
種を進めております。

クラスターへの対応でございますけれども、学校や保育所、
幼稚園では、学年閉鎖などにより拡大させないための
対応を、また先程言いましたように高齢者施設等にお
いては専門的な知識を有する保健所からの指示により
まして、施設内のゾーニングなどの対策が講じられて
いるところでございます。町では、感染防止のため
の物品を支援してまいりましたけれども、今後も状況
に応じて必要な支援をしてまいりたいと考えて
おります。

この冬場を迎えたことによって、おそろかになりがちな換気や消毒、適切なマ

スクの着用などなど、感染防止対策の徹底も重要な取組みでございます。引き続き、さまざまな媒体を活用し周知してまいりたいと考えておるところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） これまで繰り返し、いろんなその場のその状況を受けていろんな提起をしてまいりましたが、国や県の方針に沿っていろんな対応を進めるということであろうかと思うんですが、一定の担当課としての認識をより深めていただいて、状況の把握、対応の仕方等を考えていただきたいという思いでお尋ねしております。ワクチン接種体制を確保して進めているということですが、現状でどのような状況になっておるのか。これまで熱が出たりいろいろするので、もう4回、あるいは3回でもうやらのだというような声も出されております。そうするとますます接種率が下がるのではないかと思うし、また最後の辺で、周知をしてまいりたいと思いますということですがね、繰り返し放送とかいろんなことで周知をされておる努力はわかりますがね、もっと町民の人の心に届くようなね、工夫がいるのではないかというように思うんですがこれらについてどうですか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） ワクチン接種の体制についてお答えをいたします。議員おっしゃいますように、副反応やリスクを考えた上で接種のほうを控える方というのも相当数いらっしゃると思います。特に乳幼児や小児については、接種率のほうはかなり低い状況でございます。それにつきましては個別で接種券を発送する際に、説明文とともに、接種のほうは保護者のほうで内容を理解したうえで接種の検討をいただくよう記載をさせていただいており、また電話等の相談においても接種のことによる副反応がどういった状況なのか、リスクがどれくらいあるのか、またそれによる効果がどういったものがあるかというのを説明をさせていただいているところでございます。

町として現状のほうを把握して、しっかり対応していかなければならないというところは認識をしており、町といたしましてはワクチンの接種の推進がひ

とつ、そしてもうひとつがこういった情報をしっかりと周知をし、情報提供を行って理解をいただくことがもうひとつの町としての役割だと認識をしております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 同じような答弁の繰り返しの様な気がするんですが、特にここを工夫してこれまでとは変わるのかなという感じはしなかったんですが。国はどのような状況かわかりませんが、行動制限をやらずに、近いうちに5類にしていくということになるとインフルエンザと同じような認識に、同じような対応になるのではないかというような認識をするわけですが、これで大丈夫、まあ、県知事なんかは5類についていろいろ意見も言われておるようですが、感染が5類になると熱が出て入院せないけん人が増えてきよるといのはわかるか知りませんが、非常に今後が心配されると思うんですが、これらについてどのようにお考えですか。

○議長（米重典子） これは（1）の質問の続きということですか。

▼【矢山議員：「はい」】

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私よりお答えをさせていただきます。矢山議員からですね、ご指摘もいただいているところでございますが、現在のコロナ感染症対策については、なかなかこれは特効策、これをやれば必ず大丈夫というものが見つかっておらず、まだまだ医薬品についてもその特効的な準備が進んでいるところでもございます。そのなかでご指摘いただきますように国におきましては2類から5類へというような心向きもお聞きしますけども、一番は2類から5類へ物事のとらまえ方が変わったときに、現在の感染拡大防止の皆様方の気構えがいっぺんに緩み、そしてその拡大が爆発的に増大してしまうというのが非常に恐ろしいところでもございます。

飛沫感染、またエアロゾルといった形態のなかで見えないものと闘っている。視覚的には見えないといったところをしっかりとそれぞれが認識をしていただくように努めなければならないと受け止めております。今さらながらでは

ございますが、咳エチケットであるとか、また飛沫が飛んでおるかもしれない。届く範囲であろうかといったそれぞれの予測、またそれを感じとっていただけるような予防策、そういったところに振り向けていく必要があると認識しております。

一番怖いのは、このコロナ感染症対策を現状と比べて軽んじて受け止めることになったときに、爆発的な感染が今一度起こる危険性が高いということを認識して、しっかりと今まで以上にというのはなかなか難しいところではございます。現状のそれぞれの感染防止を皆様方心がけていただきまして、現状しっかりと健康を守っていただきたいと思います。体調にも留意をいただいて、発熱、咳があった場合にはかかりつけ医に相談をしていただく。それ以上の感染が拡大しないようにご協力をいただきたいと思っておりますし、そのように伝達、また啓発をしてまいりたいと考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） これまでの取組みの延長線のような感じで受け取りましたが、（2）に移ります。インフルエンザとの同時流行が心配をされるというなかで、インフルエンザのワクチンがどのように進んでいるかお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 2点目のご質問の「インフルエンザのワクチンは進んでいるか。」について、お答えいたします。

インフルエンザワクチンの接種については、10月より接種いただけるよう医療機関と連携し、取り組んでおります。

65歳以上の方の接種状況は、10月末までに約740の方が接種を完了されており、昨年度までの動向から、11月は2,500人程度の方が接種されるものと見込んでおります。

現在、新型コロナ新規感染者数が増加傾向にあり、更にこの冬は、議員ご指摘のとおり、インフルエンザとの同時流行も懸念されております。新型コロナワクチン接種と併せ、インフルエンザ予防接種も検討いただくよう、周知してまいります。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 先程来から繰り返し言っておるわけですが、こういう状況ですから、インフルエンザ予防接種を検討いただくと言っても、コロナに感染をした人等がこのインフルエンザのワクチンをですね、接種を積極的にされるのかなという、特にお年寄りの人はインフルエンザでもかなりの人が亡くなるという例もあるようなので、2,500ということを予想されておるようですが、私は前年に比べてね、接種率が下がるんじゃないかと思うんです。最近の状況を把握をされておれば、ちょっと補助を出されておるので、一定の動向は掴んでおるんじゃないかと思うんですが、この点と、周知についてどのような対応をされておるのかわかりませんが、コロナとインフルエンザと先程（1）のところでもお尋ねしたんですが、同じような対応になるというようなことになると、これまでの接種率がどのようになっておったかわかりませんが、5回目も接種を積極的にしようという状況にならないだけではなくてですね、このインフルエンザワクチンも接種が進まないんじゃないかということを非常に思っておるわけですがここはどうですか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。インフルエンザの予防接種の状況でございます。町内の一部医療機関に確認をさせていただいたところ、インフルエンザの予防接種の接種状況は例年並みということでした。ただコロナのワクチンを接種される方がインフルエンザと同時接種は可能と言いつつも、やはり日にちをずらして接種される方もいらっしゃるということで接種間隔を日にちをあけて接種されるということでインフルエンザが遅れるという状況もあるとは聞いております。ただ、現在、11月のインフルエンザの予防接種の実績はまだきておりませんので、正確な数字はわかりませんが、例年65歳以上の方の6割以上の方がインフルエンザのほうは接種いただいておりますので、今年度も65歳以上の方、6割以上の方が接種をされるものと見込んでおります。周知の方法につきましては町広報の掲載と併せて無線のほうで周知のほうを図っているところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） この項を終わりたいと思うんですが、やはり私も高齢者なので、インフルエンザやりましたが、今まであんまり熱が出ていなかったんですがね、高熱いうほどにはなかったんですが、熱が出て2、3日調子が悪かったんで、そういう方が多いかどうかもわかりませんが、やはり心配をされる同時流行に備えて、やっぱりこちらのほうもきちんと対応していただきたいということをお願いします。

次に3点目ですが、感染者の回復後のフォローを町としてどのようなになっておるのか。ほとんどの方が自宅療養ということになっており、実態は十分に把握しておりませんが、病院任せのような格好になっておるのではないかと思います。検査をして陽性になると、陽性ですということだけは検査しとるわけですから言いますが、そのほかのことはほとんど伝えずに、熱がかなり高熱ですと言えば、解熱剤を出しましょうという程度の対応ではなしにですね、きちんとした一定の精密検査はいらんですが、聴診器で調べるとかいうような、早く帰ってもらえればいくらいな対応のようなことで、そういうことではね、陽性になって心配している人の安心を図ることもできんしね、信頼もできない状況になるというように思うんで、もう少し、全体を調べるというわけにはいきませんがね、

○議長（米重典子） 矢山議員、まず答弁をさせてもよろしいでしょうか。

○4番（矢山 武） いや、まだ。もう終わります。こういう点についてどのように認識されておりますか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 3点目のご質問「感染者の回復後のフォローはどうか。自宅療養が多くなっており、病院任せでよいか。」についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に感染し、軽症や無症状で多くの方が自宅療養となられております。65歳以上の方や重症化リスクの高い方など、国への届出対象となられる方については、自宅療養となられた場合でも、保健所もしくは県フ

フォローアップセンターにより健康観察が行われます。一方、届出対象とならない方は、自らが健康観察を行いながら、療養期間を過ごすこととなり、不安を感じられることもあるかと思えます。

そういったなかで、体調が変化した場合や心配事があれば、フォローアップセンターに連絡し、医療機関の紹介を受けるなど体制整備が図られており、町ホームページでも周知しているところでございます。相談等があった際には、保健所と連携し安心して療養いただけるよう対応しており、今後も丁寧な対応に努め、不安の軽減に繋げてまいりたいと考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 先程1回目の追加で何点か申し上げたんですが、病院の問題について、もう少し町として実態の把握をしていただきたいということで、フォローアップセンターですかね、医療機関の紹介をやっているということですが、専門家でないので、十分わからんのですが、気管支の痛みを感じて、肺炎の傾向があるんじゃないかということをおフォローアップセンターに言いました。それはかかりつけ医で診てもらってくださいと。看護師じゃけ、それくらいのことしか、医者でないわけですからね、しょうがないかもしれないが、あれでいいのかなという感じが私はしました。患者も十分に一定の大まかな知識があっても詳しいことはわからんわけですから、そこのところはもう少し必要だと思うんですが、課長としてはどういう認識を持っておられるんですか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。県のフォローアップセンターや医療機関における対応につきましては、症状により専門とする職員、看護師さんであったり、保健師さんであったり、そういった方が電話などによる聞き取り状況に応じて対応されているものと認識をしております。そのため、実際の状況がどういった状況というのを掴みにくい部分もございますので、かかりつけ医などに受診が可能であれば、そちら受診をしていただき、直接診ていただくことが必要ではないかと考えております。また受診のほうがどうしても難しい、行くことができない、そういった緊急の場合は救急車の要請するなどして対応して

いただければと考えております。いずれにいたしても感染された方というのは自宅で療養中不安がいっぱいられるかと思えます。そういった方に対しまして町といたしましてもしっかりと情報のほうを提供することで、少しでも安心に繋がるように対応してまいりたいと考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 何回聞いても同じような答弁なのですが、4点目の5回目のワクチン接種を進められておるわけですが、今後の計画と併せて現状はどうかお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 4点目のご質問「5回目のコロナワクチン接種はどう進んでいるか。今後の計画はどうか。」についてお答えいたします。

オミクロン株対応ワクチンについては、接種間隔が3か月に短縮されたことで、7月以降に4回目を接種された方も10月21日以降、5回目の接種が可能となりました。

なお、11月27日現在の接種率は、約15%でございます。

現在、12月から1月の予約を受付けており、概ね2割の方が予約をされている状況でございます。引き続き、接種を希望される方が接種できるよう、町内医療機関や県と連携し、進めてまいります。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） いろいろお尋ねしたいんですが、時間がかかなり経過しているんで、この項を終わりたいと思うんですが、やはり1月末でこの2割というのが何を基礎にしてやられるかわかりませんが、お年寄りの人については、特に病気等持たれておる人についてはですね、コロナによって更に病気が悪化をするということも考えられるわけですから、もっと状況を把握をして、これらの対応のあり方、またどうするのが一番ワクチン接種が進むのか等を検討いただくことお願いして質問を終わります。次にいきます。答弁はいいです。

○議長（米重典子） 答弁はよろしいですか。

▼【矢山議員：「よろしいです。」】

では次に「会計年度任用職員の処遇改善を」 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） この問題は正職員との格差を是正をして安心して仕事ができるという思いを大事にすべきではないかということで処遇改善を考えてはどうかということで、当然、年度ごとに更新をする職員でありますから、格差が一定にあるというのはやむを得ませんが、かなり長期にわたって働いていても年収が200万円に届かないという方が60%に上るという調査もあります。一定にこの制度によってかなり身分が保証された面もあるわけですが、6割以上が5年以上の勤務であるという調査もあり、改善をされたと言っても不安定は続いているというように考えるところであります。本町の会計年度任用職員の人数と平均給与額、そして女性の割合はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 矢山議員の2問目でございます「会計年度任用職員の処遇改善について」にご質問いただきました。まず処遇改善のなかで説明させていただきましても、令和2年4月1日より導入されました会計年度任用職員制度は、地方公務員法の改正に伴って、かつての臨時・非常勤職員など、臨時的任用職の任用要件の厳格化や再度任用時の「空白期間」の是正、期末手当の支給、資格を考慮した初任給の設定や経験年数に応じた昇給制度など、国の導入マニュアルに基づき、全国一斉に制度導入されたものになります。

1点目の「任用職員の数と平均給与額、女性の割合」についてでございますけれども、今年度当町は、月給職員で89人の方に従事していただいております。その内、女性職員は79人で割合としては9割弱となっております。

平均給与額につきましては、週30時間勤務の一般事務職の方の平均月額が14万7700円、週35時間勤務の保育士の方の平均月額は19万6600円となっております。

報酬につきましては、人事院勧告による行政職給料表（一）に基づいて、勤務時間に応じた報酬金額と期末手当が支給対象とされているところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） この現状についての考えもお尋ねしようと思ったんですが、次の点で改善についてお尋ねしたいと思います。（2）勤務時間を8時間より少しだけ短くしてこの会計年度任用職員にしたり、また、十分に把握をしておりますが、国では期間業務職員に対して勤務手当を支給するというようになっておるようであります。今、支給をされていないこの会計年度任用職員について考える必要があるのではないかと思うわけですが、すぐ世羅町だけがやってよその自治体が全然しないということにはなりません、基本的に同一労働同一賃金の考え方で改善を図る必要があるというように思うわけですが、併せてお尋ねします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 2点目の「国の期間業務職員に支給される勤務手当を考えるべきではないか。」のご質問について、お答えいたします。

この会計年度任用職員制度は、常勤職員に適用される給料表や手当に基づきまして、国の導入マニュアルに沿って統一的な制度構築を行っております。議員よりご提案いただきました勤勉手当等の導入につきましても、制度創設時における総務省の判断といたしましては、「支給実績が広がっていない国の非常勤職員との取扱いとの均衡などを踏まえた上で検討課題とすべきもの。」とされたところでございます。そのため、こうした手当の導入につきましても、職務給の原則や均衡の原則に基づきながら、今後の国の対応に注視し、近隣市町の状況を踏まえて判断してまいりたいと考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 1回目で付け加えたことについてはお答えいただけなかったんですが、答弁は結構ですから、3点目に移ります。制度開始から3年が経過をして、今後、3年を経過すると公募するという自治体が多くあるようであります。この会計年度任用職員のなかには、定年近くまで働きたいと思っておられる方も多いわけで、1年で切られても文句を言えないとか、退職金がないのが当た

り前だというようなことではいけないのではないか。また常勤職員を基本として、長期にわたって雇用する場合には、こういう位置づけではなくて、常勤職員として採用すべきではないかと考えるところでございます。現在の会計年度任用職員は労働契約法の適用除外であるという点でこれら難しい点があるというのもわかりますが、今後検討をするべきではないでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 3点目の「任期のない職員への位置付けなど、改善を考えるべきではないか」のご質問についてお答えいたします。

この会計年度任用職員制度は、その名称のとおり、4月から翌年3月までの会計年度を一つの任用単位として、任用を行うこととなっております。更新期間の上限は、示されてはおりませんが、当初の国の想定といたしましては、5年から10年程度の継続を想定がされておりました。任用の単位は1会計年度を超えることはできないこととなっております。また、新規の任用や任用期間の更新の手続きに当たりますの「公募」につきましては、関係法令に留意して面接や書類選考などある程度簡易な手続きにて行う特例の措置が設けられており、任用期間の定めのない任用となりますと常勤職員と同様に競争試験の対象になり得るものと思われまます。

地方公務員法の改正により、会計年度任用職員が一般職の地方公務員として明確に整理がされ、当該職員が行います業務の内容や責任の程度を踏まえた上でのこういった制限につきましては、国の対応など今後の状況等に留意しつつ、勤務条件の見直しなどに対応してまいりたいと考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 私の思いとちょっと違うんですが、最後の質問としたいと思うんですが、5年以上働いた場合に法律に基づいて期間を定めない職員に位置付けなくてはならないということに一般の企業ではなっとるわけですから、やはりその適用でないというので、違法じゃということを行っているのではないですが、公平な扱いをしていくということから考えるとね、5年経っても、10年経っても単年度で採用しているんだということはおらんとするんですよ。

民間だったら5年を過ぎたら任期のない職員に位置づけるということになると
るわけですから、そこはどうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。先程答弁のなかで触れましたけれども、名称のとおり会計年度任用職員ということで任用単位は1年というところになってまいります。またこの制度導入にあたりまして、以前の臨時の賃金の職員さんの時代と比べまして、公務員としての位置づけが明確にされたところでございます。またそれとともにですね、懲戒の対象にもなり得るといった厳しいものもございますけれども、そういった処遇を改善し、きちんとした位置づけで雇用させていただくという立場についていただくわけでございます。同じ方がずっと勤続を継続されるといったことは他の方のそういう就労の希望をすぐといった面もございますので、あくまでも1年ごとにその契約を更新していくといった形で公募の場を設けるといった取扱いも明記されたところでございます。双方に公平な機会を設けるといった仕組みの位置づけになってございます。最長5年過ぎたらといった点について質問いただきましたけれども、今現在3年が経過しようとしているところでございます。この間におきましても国においてもさまざまな改正等が検討されているというふうに認識しております。今、直近では手当等についてですね、改正の検討が行われているというところも県を通して情報が入ってきているところでございます。今後、国においてもさまざまなことが検討され、示されてくると思っておりますので、近隣の状況、それからそういった国からの示される内容等について注視して対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（米重典子） 次に 「国保税の引き下げと激変緩和の終わりに向けての対応は」 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 3点目の国保税についてお尋ねします。県で統一的に対応されておるわけでありましたが、これまでも提起をされているように非常に厳し

い状況がありますし、質問の中でも述べておるように、無職の人が42%、65歳以上が50%というのが国保の加入の状況です。こういう点では国保税についての認識は税務課長は十分に理解をされておると思うんですが、これまで繰り返し非常に高い国保税の引き下げを求めてきたところではありますが、耳を貸さない姿勢が続いております。こうしたなかで、主に激変緩和が終わって国保税の統一に向けて進んでいくんじゃないかと思うんですが、その点と、今の厳しい暮らしのなかでの国保税の引き下げについての考えをお尋ねいたします。

(1) 令和3年度の県の国保の決算と、そして新年度の町の基金はどのようなかお尋ねします。

○町長(奥田正和) はい。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) 矢山議員の3問目でございます国保税の引き下げと激変緩和の終わりに向けての対応についてのご質問でございます。

この国保に関してはですね、先般全国大会もございまして、国に対してこういった国民皆保険の制度存続のためですね、さまざまな施策について要望を国会議員、また関係省庁に対して行ってきています。私も参加させていただきましたけれども、そういった小さな自治体での国保の今の現状等々、また後期高齢のほうですね、結構増えてきている状況のなかでなかなか運営についても厳しい。またさまざまなデータシステム等においてもですね、更新等が結構費用かかるといったところをですね、しっかり国のほうにもご理解いただくなかで、そういった支援も必要であるといったところを要望してきたところでございます。

1点目でございます令和3年度における広島県の国保の決算の黒字と新年度の町の基金の対応についてどうなるかというご質問でございます。

令和3年度県の国保会計は101億円の黒字となっておりまして、その内容については医療給付費の見込減と予備費の未使用による歳出残94億円と、国庫支出金7億円の歳入増と承知しております。

次に、町の基金につきましては、現在2億9999万7240円となっております。約3億近くありますけれども、現在、県と市町による国民健康保険連携会議が組織をされまして、さまざまな観点から統一化に向けての議論を行っておりますけれども、国からの激変緩和措置終了後の対応についても協議が進んでおり

まして、この中では、保険税の引き下げ財源として、基金残高や決算余剰金を考慮して算出した拋出金の捻出についての議論がなされているところでございまして、当面は現状の基金を保有してまいりたいと考えておるところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） この財源、県のほうも余っとるというかどうかね、基金の黒字を負担の軽減には使わないという考えが基本にあるようなんですが、県にならって町もそういうことなかなというように思いますが、最初にも言ったように、この国保加入者の厳しい暮らしを加味してですね、十分ではないですが、県内はかなり遅れておるほうですが、福山市なんかも均等割り、18歳までですかね、ちょっと十分把握しておりませんが、軽減をしちゃいけないというのを、県内では1か所じゃないかと思うんですが、軽減もしとりますし、収入のない人に均等割りをかけるというのは、本来、あまりいいことじゃない。払うのは親だということですが、そういう点では考えは変わらないようですから、(2)の問題について、基金や繰越金を活用し引き下げてはどうかというのは既にお答えいただいておりますが、県は一般会計からの繰入れをやってはいけないということ繰返し言っておりますが、

○議長（米重典子） 矢山議員一応答弁を。

○4番（矢山 武） いいじゃないですか。

○議長（米重典子） 質問出されたからには答弁を用意されておりますので、答弁は一応聞いていただきたいと思います。

○4番（矢山 武） 県内統一への町の方向をきちんとされる、賛成することじゃないですが、示すべきであるというように思います。

○議長（米重典子） ですから(2)の質問をしていただいて、その答弁を受けていただきたいと思います。

▼【矢山議員：「どうしてもしてんならしてください。」】

○議長（米重典子） 質問を出されたわけですから、その質問に対して執行者のほうも答弁を。

▼【矢山議員：「今答えたじゃないですか、議長もよう聞きよってください。」】

○議長（米重典子） それは矢山議員が受け取られただけのことで、皆さんみておられる方もいらっしゃると思いますので通告書どおりに質問はしていただきたいと思います。

▼【矢山議員：「したですよ。議長がまた読めと言うたけえ読んだんですよ。」】

○議長（米重典子） じゃあ、答弁のほうよろしいですか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 2点目のご質問の「町の国保基金や繰越金を活用し、無職の加入者が42%で65歳以上が50%となっている国保加入者の負担を軽減すべきであるが、来年度の国保税はどう考えているか」についてお答えいたします。

令和6年度には県内準統一保険税率の導入が予定されております。本町にとっては、実質的な引き上げとなることから、この間、段階的な調整を行わせて頂いておりますが、今年度の現行予算ベースでは約1,700万円余りの繰越金を充当するなど、可能な限り大幅な負担増とならないよう配慮した上で税率の設定を行ってきたところでございます。来年度につきましては、今後、県から具体的な数値が示されますが、この間と同様の考え方のもと、税率の設定を行ってまいり所存でございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） こちらが尋ねていることをきちっと答えていただきたいということで、追加して併せて質問したんですが、答えられないので次の3に移ります。

支援金の抑制をするために、後期高齢者医療保険料の引き上げ、また負担の引き上げ等が行われておるわけですが、国保の支援金がどのようになっておるのか。また後期高齢者が2割負担に改悪をされて、かなりの負担増になって一気になるということではありませんが、こういうことになると、年金は下がって物価はどんどん上がる。負担をこれ以上上げては生活ができないという声が多く出ております。こうした現状について問題があるというように思いますがお尋ねをいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 3点目の「支援金抑制のため、後期高齢者医療の引き上げがされるが、国保の支援金は下がるのではないか。後期高齢者は2割負担になり、一人あたり4,000円の負担増といわれているが、年金は下げて、負担を上げる政治は問題ではないか」について、お答えいたします。

まず、ご質問の前段の後期高齢者支援金につきましては、議員ご指摘のとおり、昨年度の9,965万円に対し、今年度は9,694万円と271万円減少しております。

ご質問の後段につきましては、後期高齢者医療への2割負担の導入を含む、今回の一連の改正は、加速する少子化・高齢化の中で増加の一途を辿る医療費という現状に鑑み、「給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く支えなければならない」という趣旨であり、全面的に賛成ということではございませんが、やむを得ないものと考えております。

○議長（米重典子） ここで時間延長しておきます。

時間延長 16時45分

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 全面的に賛成と違わんと思うんですが、すべてのことが国や県の言うことを忠実に守ってやるという姿勢は一切変わっておりませんし、先程から繰り返し言っておる所得が少なく年金暮らしの人が多いという状況のなかで、税務課としてはこういう現状についてどのような認識を持っておられますか。国保税について。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） お答えいたします。国保税については確かに無職の方や自営業の方が多いは認識しておりまして、所得に応じて申請をしなくても軽減されるものも適用しておりますので、そのなかで課税させていただいて

おりますので、税務課といたしましてはご理解いただきまして収納に取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） どこで発言したか十分に記憶しておりませんが、福山等の問題も申し上げたんですが、これも均等割りの軽減はしないということでご理解していいんでしょうか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。均等割りの独自の軽減につきましては、現在のところ考えておりません。これを行うことによって交付を受けられる交付金のほうペナルティが加わってまいります。そういった意味からも均等割りの軽減につきましては法令どおり7割、5割、2割の軽減と就学前までの軽減、5割軽減、こちらで対応してまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） 以上で、4番 矢山 武議員 の一般質問を終わります。
お諮りします。

本日の会議は、これで「延会」したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで「延会」することに決定いたしました。

本日は、これで「延会」します。

次回の本会議は、12月6日 午前9時00分から「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

散 会 16時49分